



東区地域ふれあいプラン

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画
(2015～2020)



平成27年3月
新潟市東区役所
新潟市東区社会福祉協議会

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

東区では、東区社会福祉協議会と協働して、平成21年に「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画（愛称：東区地域ふれあいプラン）」を策定し、区民の皆さまとともに地域福祉推進の取り組みを進めてきました。

このたび、これまでの取り組みの評価・課題や地域福祉を取り巻く社会情勢を踏まえ、新たに平成27年度から平成32年度までの計画を策定いたしました。

策定にあたっては、これまでの基本理念・目標を踏襲しながら、より多くの方に関心をもつていただき、身近に感じられる計画にしたいと考え、東区全体の取り組みの方向性を示した「全体計画」と、12の地域コミュニティ協議会エリアそれぞれの地域特性を生かした「地区別計画」とで構成いたしました。

ぜひお読みいただき、お住まいの身近な地域でのつながりや支えあい、助けあいについて考えていただければと思います。

本計画の基本理念である『地域の人々とのふれあいや支えあいのなかで、みんなの顔が見え、安心して暮らせるまち』の実現のためには、区民一人ひとりや各種団体、事業者、社会福祉協議会、区役所などが協働して、地域の課題解決に取り組んでいくことが重要です。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の皆さまをはじめ、地域福祉座談会などにおいて、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月
東区長 前田 秀子

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

少子・超高齢化、核家族化、近所づきあいの希薄化等により社会情勢が大きく変化するなかで、地域福祉を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。

東区においても、孤立する高齢者・障がい者世帯や、子育てに不安を抱える世帯が増加するなど様々な問題が顕在化し、これらを解決するために、地域の力がますます必要となってきました。

こうしたなか、東区社会福祉協議会では、東区役所と協働で推進委員会や新潟市の地域福祉に関するアンケート調査、地域福祉座談会等を重ね、地域住民が自主的、自発的な福祉活動を行っていくための計画である「東区地域ふれあいプラン」を新たに策定いたしました。

今後はこの計画の推進に向け、地域住民やコミュニティ協議会、地域福祉推進の基盤である支会、民生委員児童委員協議会、福祉施設、東区役所等、様々な関係機関と地域の福祉課題について共有し、連携・協働を図りながら、東区が「だれもが安心して暮らすことのできる地域に根差した福祉のまち」となるよう、その実現に努力いたします。

結びに、この計画策定に多大なるご尽力をいただきました、推進委員の皆さまをはじめ、地域福祉座談会などにおいて、たくさんの貴重なご意見をいただきました地域の皆さまに、心から感謝申し上げます。

平成27年3月
東区社会福祉協議会 会長 滝澤 宇平

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	前計画の振り返り	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	4
5	計画の策定方法	4
第2章	東区の概要	
1	地勢	7
2	データでみる東区	7
第3章	東区全体計画	
1	基本理念	12
2	基本目標	12
第4章	取り組みの展開	13
	基本目標1 支えあい、助けあいが広がるまちづくり	16
	基本目標2 みんなで集まれる機会・場づくり	20
	基本目標3 安心・安全なまちづくり	23
	基本目標4 健康で住みやすいまちづくり	26
	基本目標5 情報の提供と相談支援体制の充実	28
第5章	東区地区別計画	31
第6章	計画の推進	58
資料編		60

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子・超高齢化や核家族化の進行などによる、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、また、価値観や生活様式の多様化・複雑化などを起因とする「家族」の形態の変化とその扶養機能の低下、さらにはその集合体としての「地域」での人と人とのつながり（相互扶助機能）の希薄化などが起こっています。

このような状況のなか、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者などの孤立死、児童や高齢者に対する虐待、自殺者の増加など、新たな問題も発生しています。

これらの地域が抱える生活課題を解決するためには、公的な福祉サービスだけで対応することは困難です。基本的な福祉ニーズは、行政および社会福祉事業者などによる公的なサービスで対応するという原則としつつ、ボランティア、NPOなど、多様な団体や地域住民が担い手となり、行政などと協働し、「支えあい、助けあい」の気持ちを持ったきめ細やかな活動により、地域の生活課題を解決していくことが求められます。

東区では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を目指し、平成21年3月に東区地域福祉計画・地域福祉活動計画（愛称：東区地域ふれあいプラン）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

今回、これまでの6年間の取り組みや社会情勢を踏まえ、地域における支えあい、助けあいの仕組みづくりをさらに進めていくため、新たに平成27年度から平成32年度までの取り組みの方針を全体計画と地区別計画にまとめました。

2 前計画の振り返り

住民・団体や事業者、区社会福祉協議会、区役所が協働し、活動目標達成のための様々な取り組みを推進・実施してきました。

従前から行っている取り組みに加え、地域福祉推進フォーラムの開催や地域の茶の間の増設など、基本目標達成のための取り組みを推進してきました。東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会による評価も「概ね順調である」とされています。

一方で、「活動が知られていない」、「活動の担い手の不足と高齢化が顕著である」などの意見もあり、未だ多くの課題が残っている現状も見受けられます。

今後も、住民・団体や事業者、区社会福祉協議会、区役所が協働し、住民に身近な地域で福祉の様々な問題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

国の策定指針では、「人口規模の大きな市町村においては、地域福祉を推進するにあたり、管内を複数に分割する（例えば、政令市における区単位）など工夫することが望ましい。」とあり、地域によって実情が異なることから、住民にとって身近な行政主体である区ごとに計画を策定しました。

(2) 他計画との関係

地域福祉計画は、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」を上位計画とする分野別計画です。また、「東区区ビジョンまちづくり計画」を踏まえた計画です。

高齢者や障がい者、子どもなど関連する分野別計画を内包するとともに、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針・推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割があります。

(3) 新潟市地域福祉計画について

これまで、新潟市は市域が広く、地域によって実情が異なることから、住民にとって身近な行政主体である区ごとに地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定してきましたが、より一層地域福祉推進に取り組んでいくため、各区の次期計画に加え、各区の計画を統括する「新潟市地域福祉計画」を新たに策定しました。

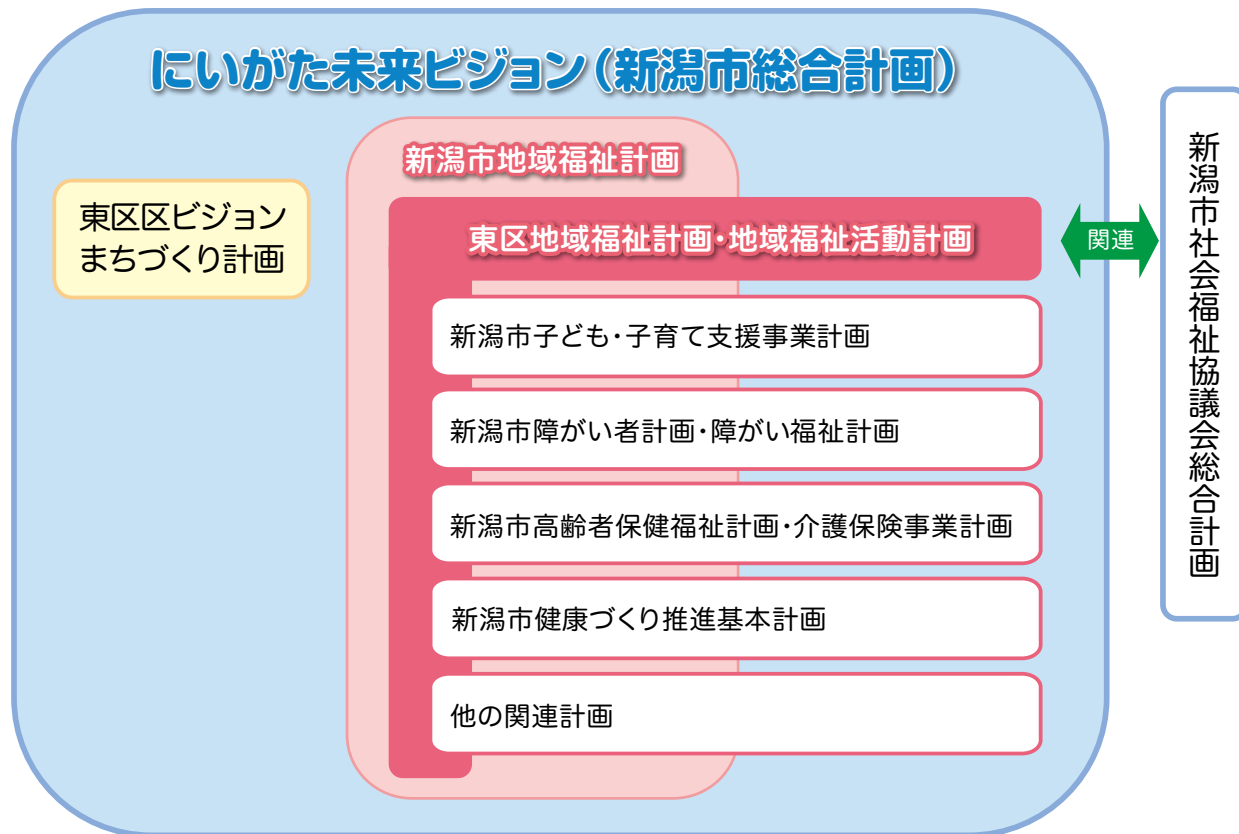
【基本理念】

『みんなで創ろう だれもが心豊かに暮らせる福祉の都市「にいがた」』

【基本目標】

- 基本目標1 私たちが支えあい、助けあう地域づくり
- 基本目標2 安心・安全に暮らせる地域づくり
- 基本目標3 健やかでいきいきと暮らせる地域づくり
- 基本目標4 みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり

□ 各計画の関係（イメージ図）



(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあることから、一体で策定しました。



4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とし、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定方法

(1) 意見の把握

本計画の策定にあたっては、次の方法で区民の意見を幅広く聴き、その意向の反映を図りました。

① 地域福祉に関するアンケート

地域における市民の福祉面での実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、区地域福祉計画策定の貴重な資料を得ることを目的として実施しました。

調査設計

項目	内容
調査地域	新潟市全域
調査対象	満20歳以上の男女個人
標本数	4,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送法による自記式アンケート調査
調査期間	平成26年1月20日～2月7日

回収結果

有効回答数	2,323人(うち東区 400人)
有効回答率	58.1%

② 地域福祉座談会

前計画を振り返るとともに、今後、地域福祉を推進するうえでの課題やその解決に向けての取り組みを検討するため、東区の12の地域コミュニティ協議会単位でワークショップ形式による地域福祉座談会を開催しました。

□ 地域福祉座談会開催状況

コミュニティ協議会	開催日時	会場	参加人数
山の下地区	平成26年2月 7日 10:00～	山の下まちづくりセンター	8
	平成26年7月18日 13:30～	山の下まちづくりセンター	20
桃山校区	平成26年3月27日 10:00～	山の下まちづくりセンター	9
	平成26年7月16日 18:30～	山の下まちづくりセンター	24
東山の下地区	平成26年2月 7日 13:30～	中地区コミュニティセンター	12
	平成26年7月31日 10:00～	東区プラザ	22
下山地区	平成26年3月 6日 13:30～	下山コミュニティハウス	6
	平成26年7月31日 14:00～	下山コミュニティハウス	20
紫竹中央	平成26年2月11日 15:00～	紫竹集会所	6
	平成26年7月27日 10:00～	紫竹集会所	25
新潟市木戸地域	平成26年3月 6日 9:30～	木戸コミュニティセンター	9
	平成26年7月27日 14:00～	木戸コミュニティセンター	24
牡丹山小学校区	平成26年2月24日 13:30～	東区プラザ	16
	平成26年7月24日 13:30～	東区プラザ	17
大形地区	平成26年2月 5日 13:30～	大形連絡所	10
	平成26年7月28日 13:30～	大形まちづくりセンター	21
江南小学校区	平成26年3月26日 13:30～	石山公民館	8
	平成26年7月25日 13:30～	石山南まちづくりセンター	22
中野山小学校区	平成26年2月15日 10:00～	シルバーピア石山	7
	平成26年8月 2日 10:00～	シルバーピア石山	22
南中野山小学校区	平成26年2月15日 13:30～	粟山自治会館	11
	平成26年7月29日 10:00～	石山南まちづくりセンター	20
東中野山小学校区	平成26年8月 6日 19:00～	東石山コミュニティハウス	21

(2) 策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民組織代表者、民生委員・児童委員代表者、社会福祉事業関係者、社会福祉に関する活動を行う者、学識経験者の19名による「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」にて審議を行いました。

第2章 東区の概要



東区ってこんなまち！



1 地勢

東区は信濃川河口の東側に位置し、区の北側は日本海に面しています。区の西部に信濃川と栗ノ木川、東部に阿賀野川が流れ、中央部には信濃川と阿賀野川の流路として水運を担った通船川が、区の東西を横断する形で流れています。

豊かな水辺環境に恵まれている一方、信濃川と阿賀野川により形成された沖積平野であり、区内には海拔ゼロメートル地帯が点在しています。

また、東区には新潟空港と新潟西港があり、空と海の玄関口という側面ももち合わせています。

区の面積は 38.77km²で、8区のなかで中央区（37.42km²）に次いで2番目に小さく、新潟市の全面積（726.10km²）の約5%を占めています。

2 データでみる東区

計画策定の基礎データとした区の現状を示す主な資料は次のとおりです。

特に記載がない限り、平成 26 年 3 月末現在のものになります。

また、表中、H20 は平成 20 年 3 月末現在、H26 は平成 26 年 3 月末現在の数値になります。

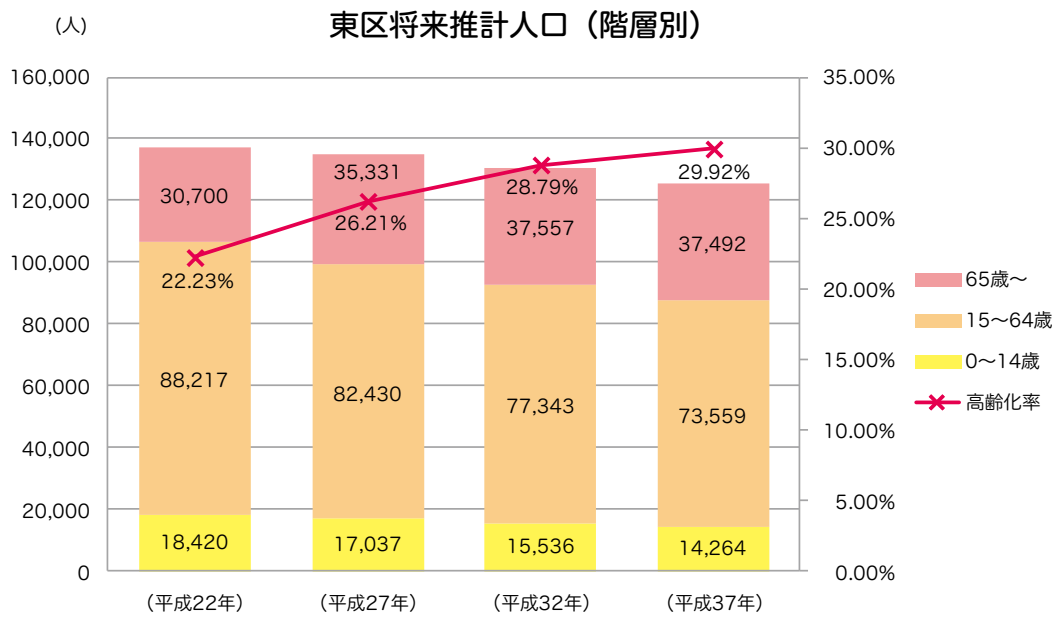
（1）人口及び世帯の状況

① 人口・世帯数

（単位：人、世帯）

		人 口			世帯数
		計	男	女	
東 区	H20	138,839	67,317	71,522	55,107
	H26	138,888	67,083	71,805	58,795
新潟市	H26	803,336	386,654	416,682	324,633

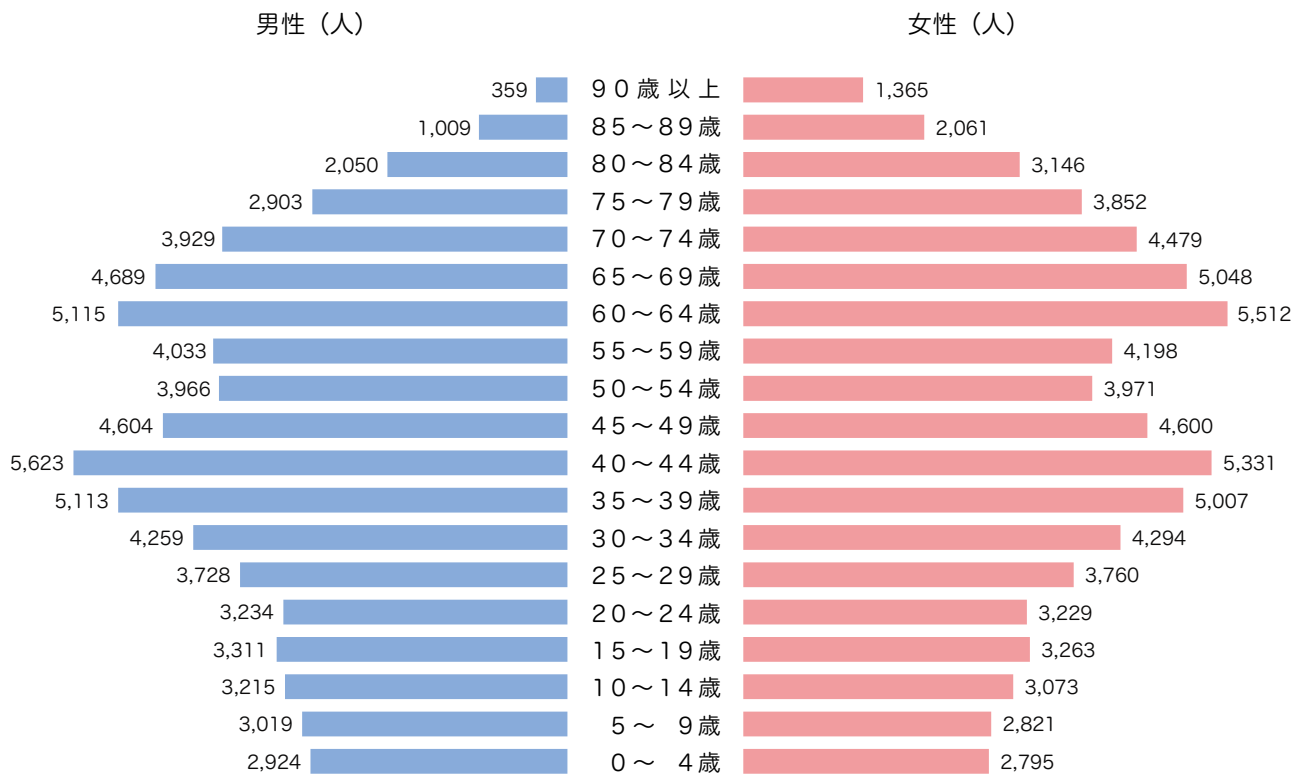
② 将来推計人口と高齢化率



H22 国勢調査より

③ 年齢別男女別人口

東区年齢別男女別人口



H26.3 新潟市住民基本台帳より

④ 1世帯当たりの人数

(単位：人、世帯)

		世帯数	人口	1世帯当たりの人数
東 区	H20	55,107	138,839	2.52
	H26	58,795	138,888	2.36
新潟市	H26	324,633	803,336	2.47

(2) 高齢者の状況

① 65歳以上の人口と高齢化率

(単位：人、世帯)

		世帯数	人口	65歳以上	高齢化率	65歳以上のみ世帯数	比率
東 区	H20	55,107	138,839	29,093	21.0%	10,391	18.9%
	H26	58,795	138,888	34,890	25.1%	13,777	23.4%
新潟市	H26	324,633	803,336	205,422	25.6%	75,326	23.2%

② 要介護度別認定者数

(単位：人)

		要支援1	要支援2	支援計
東 区	H20	272	537	809
	H26	701	992	1,693
新潟市	H26	4,541	5,746	10,287

(単位：人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計
東 区	H20	721	867	776	753	568	3,685
	H26	921	1,135	960	750	678	4,444
新潟市	H26	5,720	7,145	6,037	4,732	4,458	28,092

(3) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳や療育手帳所持者数

(単位：人)

		身体障害者手帳			療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
		18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
東 区	H20	85	4,575	4,660	183	523	706	3	543	546
	H26	85	5,262	5,347	216	670	886	15	813	828
新潟市	H26	433	30,241	30,674	1,056	3,844	4,900	65	4,318	4,383

(4) 子ども・ひとり親家庭等の状況

① 年少人口、乳幼児数

(単位：人)

		人口	年少人口 (14歳以下)		乳幼児数 (0~5歳児)	
				比率		比率
東 区	H20	138,839	19,243	13.9%	7,315	5.3%
	H26	138,888	17,847	12.8%	6,843	4.9%
新潟市	H26	803,336	101,103	12.6%	38,751	4.8%

② 各制度受給者数（ひとり親家庭等）

(単位：人、世帯)

		児童扶養手当	ひとり親家庭等医療費助成		
			母子世帯数	父子世帯数	養育世帯数
東 区	H20	1,171	1,155	33	4
	H26	1,414	1,210	76	4
新潟市	H26	5,969	5,519	389	26

(5) その他のデータ

① 生活保護の状況

(単位：人、世帯)

		世帯数	人口	被保護世帯		被保護人員	
					世帯保護率		保護率
東 区	H20	55,107	138,839	1,581	28.7%	2,381	17.1%
	H26	58,795	138,888	2,286	38.9%	3,311	23.8%
新潟市	H26	324,633	803,336	8,537	26.3%	11,735	14.6%

‰ (パーミル)：千分率を表し、1000分の1を意味する

② 避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿登録者数

(単位：人)

		対象者※	申請者	申請率
東 区	H20	6,027	5,073	84.2%
	H26	7,744	4,282	55.3%
新潟市	H26	43,283	25,493	58.9%

※対象者

- ①高齢者(概ね75歳以上のみの世帯の人)
- ②障がい者(概ね身体・精神障害者手帳1、2級または療育手帳Aの人)
- ③要介護者(概ね要介護3以上または同等の人)
- ④難病患者



第3章 東区全体計画

1 基本理念

**地域の人々とのふれあいや支えあいのなかで、
みんなの顔が見え、安心して暮らせるまち**

東区では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を目指して、地域福祉の推進に取り組んできました。

これからも、地域における誰もが思いやりをもち、互いの人権を尊重し、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、安心して暮らせるまちを、住民・団体、事業者、区社会福祉協議会、区役所の協働により目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するために、目指すべき5つの基本目標を掲げます。

1 支えあい、助けあいが広がるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らすために、人と人とのつながりを再構築し、支えあい、助けあうまちづくりを進めます。

2 みんなで集まれる機会・場づくり

誰もがいつでも気軽に立ち寄れる交流の場をつくり、地域で楽しく交流できる場の確保と活動参加の促進に努めます。

3 安心・安全なまちづくり

地域全体で見守り、災害、犯罪、虐待などの緊急時に助けあえるまちづくりを進めます。

4 健康で住みやすいまちづくり

いつまでも元気に暮らしていくことができるよう、健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに、誰にもやさしい生活環境づくりを推進します。

5 情報の提供と相談支援体制の充実

必要な人に必要な情報をわかりやすく提供するとともに、誰もが安心して相談や支援を受けることができる体制づくりに取り組みます。

第4章 取り組みの展開

地域福祉を推進するには、家族や住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士や地域団体、社会福祉活動を行う団体などによる相互扶助（互助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な支援（公助）の連携を強め、それぞれが当事者としての役割を担い、相互に補完し合いながら、地域の生活課題の解決に取り組むことが必要です。

◎ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

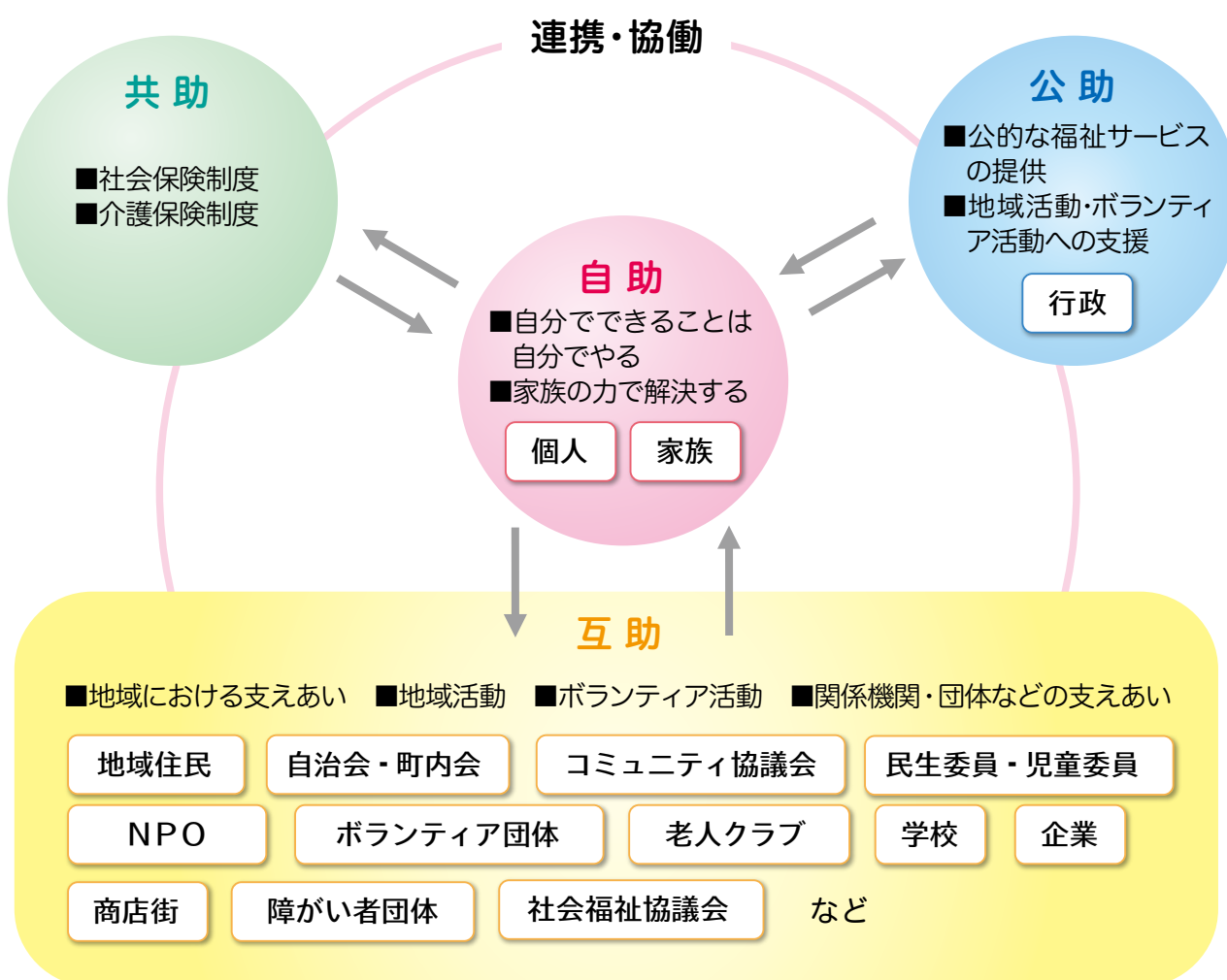
自助：自分自身や家族でできることは自ら行う

互助：自分や家族だけでは解決できないことは地域の中の助けあいで解決する

共助：社会保険制度など制度化された相互扶助で解決する

公助：行政などが行う公的サービスを活用して解決を図る

□ 地域福祉推進のイメージ図



● 基本理念 ●

地域の人々とのふれあいや支えあいのなかで、
みんなの顔が見え、安心して暮らせるまち

基本目標1 支えあい、助けあいが広がるまちづくり

(1) 隣近所で気軽に助けあえる関係をつくりましょう

(2) 地域活動・ボランティア活動に気軽に参加できる
仕組みをつくりましょう

(3) 地域で子育て支援ができる仕組みをつくりましょう

基本目標2 みんなで集まれる機会・場づくり

(1) 気軽に立ち寄り、参加できる「場」をつくりましょう

(2) みんなが交流できる機会を増やしましょう

(3) 地域の学校や、いろいろな施設・団体と交流しましょう

基本目標3 安心・安全なまちづくり

- (1) 地域で見守りの輪を広げましょう
- (2) 避難行動要支援者への支援体制を確立しましょう
- (3) 地域で防災・防犯力を高めましょう

基本目標4 健康で住みやすいまちづくり

- (1) 心身ともに健康で生きがいを持った生活を送りましょう
- (2) 安全で快適な生活環境をつくりましょう

基本目標5 情報の提供と相談支援体制の充実

- (1) 必要な人に必要な情報が伝わる仕組みをつくりましょう
- (2) 身近な地域での相談支援体制をつくりましょう



基本目標 1 支えあい、助けあいが広がるまちづくり

(1) 隣近所で気軽に助けあえる関係をつくりましょう

□ 現状と課題

かつては、家族や、「向こう三軒両隣」という言葉に代表される隣近所、地域での日常的な支えあい、助けあいのコミュニティがどこにでもありましたが、最近では家族の形態の変化とその扶養機能の低下や地域での人と人とのつながりの希薄化、住民の地域への帰属意識の低下などにより、日常生活上の手助けを気軽に頼めずに困っている人や自宅に閉じこもりがちの人が増えています。

日常の生活支援や災害・緊急時の対応など、隣近所や自治会・町内会も含んだ地域ぐるみで助けあえる関係を築くことが必要です。

□ 取り組みの方向性

日頃のあいさつや声かけから「顔の見える関係づくり」を進め、隣近所、人と人とのつながりの再構築に努めます。そのうえで、困りごとを抱えている人や支援が必要な人が地域で安心して暮らせるよう、支えあい、助けあうための仕組みづくりにも積極的に取り組みます。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からのあいさつ・声かけ ○隣近所の見守り・相談 ○自治会等の活動に対する意識啓発 ○自治会等への加入及び参加の促進 ○地域による生活支援(ごみ出し支援など) ○隣近所や身近な人、一人ひとりに声をかけ、誘い合っの行事参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子ども、高齢者、障がい児・者を支えるネットワークづくり ○地域住民との日常的な交流
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステム構築のための支援 ○小地域福祉活動(支会活動)の推進 ○高齢者や障がい者、子育て中の親子への見守り・声かけ活動への支援 ○地区単位での地域福祉懇談会の開催 ○「ご近所だんぎ」の開催 ○まごころヘルプの実施 ○地域福祉推進フォーラムの開催 ○各種研修会の開催 ○CSWによる福祉活動ネットワークづくりへの支援 ○助成制度による地域活動への支援

区 分	主な取り組みの事例
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築・推進 ○地域での助けあいの意識啓発 ○地域福祉推進フォーラムの開催 ○地域活動への支援(助成制度など)

◆ CSWとは…
 コミュニティソーシャルワーカーの略で、複雑多様化した地域の福祉ニーズに対し、個別支援から地域課題の抽出や解決の仕組みづくりにつなげる専門職のこと



(2) 地域活動・ボランティア活動に気軽に参加できる仕組みをつくりましょう

□ 現状と課題

地域では、様々な地域活動やボランティア活動が活発に行われていますが、一方で活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいるといった問題があり、活動者の裾野を広げていく取り組みが必要です。

活動への興味はあるものの、参加のきっかけがつかめない人にも気軽に参加できる仕組みをつくっていくことや人材育成、活動に対する意識の啓発を図ることが必要です。

□ 取り組みの方向性

誰もが参加しやすい活動の仕組みづくりに取り組み、地域福祉の新たな担い手の発掘を進めるとともに、人材育成のための各種講座や意識啓発に取り組みます。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動・ボランティア活動のPRと意識啓発 ○地域活動・ボランティア活動への積極的な参加 ○若者や団塊の世代、転入者などへの積極的な参加呼びかけ ○隣近所や身近な人、一人ひとりに声をかけ、誘い合っでの活動参加 ○団塊の世代を、地域活動等の新たな担い手として登用 ○ボランティアグループの立ち上げ
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアなどの積極的な受け入れ及び体制の整備 ○ボランティア活動のPRと意識啓発
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・市民活動センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ●情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動についての啓発や情報提供 ・ボランティア情報誌の発行、ホームページへの掲載 ●ボランティアの育成、活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座、研修会、交流会の開催 ●ボランティア活動に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・希望者と必要な人のコーディネート ●元気力アップサポーター事業の実施 ○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動・ボランティア活動の情報提供 ○地域活動への支援(助成制度など) ○地域と学校パートナーシップ事業の充実 ○学校支援ボランティアの拡大

(3) 地域で子育て支援ができる仕組みをつくりましょう

□ 現状と課題

核家族化が進み近所づきあいが希薄になるなか、子育てに不安や孤立感を抱える保護者も多く、いじめや児童虐待などの問題も発生しています。

未来を担う子どもたちが健やかに育つように、地域が連携して子育てに取り組んでいく必要があります。

□ 取り組みの方向性

親子の集う場や親同士の出会いの場の提供、ニーズに対応した子育て支援プログラムの実施などを通じて地域で安心して子育てができるようにサポートし、子育ての不安感・孤立感の解消を図ります。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子どもの見守り・居場所づくり ○地域における子育て支援活動の実施 ○子育てサロンの充実 ○子どもが参加しやすい地域行事の開催 ○子どもふれあいスクール事業への参加 ○民生委員・児童委員による見守り
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て関連情報の提供・ネットワークづくり ○施設の空きスペースを地域活動の場として提供
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てサロンへの立ち上げ支援 ○子育てサークル活動への支援 ○子育てボランティアの育成 ○子育て講座の開催 ○ひまわりクラブ(放課後児童クラブ)との連携・支援 ○CSWによる子育て家族への支援 ○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てサポート事業の実施 ○子育て支援施設の運営 ○子育てガイドブックの発行 ○子育てイベントや講演会の開催 ○児童虐待防止研修会の開催 ○子育てサロンの実施 ○家庭教育学級の開催

基本目標2 みんなで集まれる機会・場づくり

(1) 気軽に立ち寄り、参加できる「場」をつくりましょう

□ 現状と課題

地域において、人と人とのつながりをつくるには、「住民の交流」が必要不可欠であり、それには活動の拠点も必要です。

地域の住民がお互いを信頼し、支えあう関係づくりを行うことができるよう、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に身近な場所で集える交流、活動、情報提供の場づくりが求められています。

□ 取り組みの方向性

「地域の茶の間」や「子育てサロン」などの活動を通じて、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て中の親など、すべての人が地域で孤立することがないように、日頃から住民同士の相互交流の充実、活動の活発化に向けた取り組みを推進します。また、既存施設の有効利用や空き家などを活用した交流の場や活動拠点づくりの検討に取り組みます。

□ 活動の役割分担

区分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none">○コミュニティ活動のPRと加入促進○身近な地域で生活課題を話し合える場づくり○「地域の茶の間」の運営○既存の施設の有効活用による活動拠点づくり○空き家活用の検討○新たな担い手の発掘・育成の場づくり
事業者	<ul style="list-style-type: none">○施設の空きスペースを地域活動の場として提供
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○「地域の茶の間」の立ち上げ・運営支援○地域と高齢者、障がいのある人が交流できる場づくり○ホームページでの地域の茶の間の開催案内○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none">○既存の公共施設の有効利用の検討○空き家活用リフォーム推進事業などの情報発信○交流や外出のための交通手段確保の検討

(2) みんなで交流できる機会を増やしましょう

□ 現状と課題

最近、地域の行事やイベントが少ない、またあってもなかなか参加できていないという実態が見られます。また、少子・超高齢化、核家族化、都市化の進展などにより、昔のような家庭や地域社会における世代間の関わりが薄れてきています。

地域の行事での交流や世代を超えたふれあいを通して、自分の住んでいる地域とそこに住む人を知り、愛着を持ち、みんなで支えあう地域づくりを進めることが大切です。

□ 取り組みの方向性

地域の行事やイベントなどの活性化を図り、これらの行事に地域の住民が積極的に参加できるよう取り組み、交流の推進と地域の一体感の醸成を図ります。また、世代ごとにそれぞれ行われている活動・行事を世代間交流の機会ととらえ、共同で開催する、運営に携わるなど、地域のつながりを強化していきます。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い世代が参加できる地域の行事・イベントの開催 ○東区区民ふれあい祭の開催 ○地域の行事・イベントへの積極的参加 ○若者や団塊の世代、転入者などへの積極的な参加呼びかけ ○隣近所や身近な人、一人ひとりに声をかけ、誘い合っの行事参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設での地域ふれあい事業、歳末たすけあい事業の実施 ○高齢者、障がいのある人と交流できるイベントの開催 ○地域の行事・イベントへの参加・協力
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ふれあい事業への支援 ○歳末たすけあい事業への支援 ○「地域の茶の間」や「ふれあいティールーム」などの企画や運営の支援 ○地域の誰もが参加できるイベントの開催・運営支援 ○CSWによる地域住民との連携・相談支援 ○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいティールームの実施 ○老人憩の家などを活用した世代間交流事業の実施 ○東区区民ふれあい祭の開催 ○地域活動への支援(助成制度など)

(3) 地域の学校や、いろいろな施設・団体と交流しましょう

□ 現状と課題

最近、地域と学校との交流が少なくなってきたとの声があります。また、ノーマライゼーションの普及や啓発、交流活動を通じて障がいに対する理解の促進に努めてきましたが、まだ正しい理解や知識が不足していると言われています。

今後、身近な交流の機会を通じて、地域と学校の連携を強化していくとともに、福祉施設との交流・体験学習を一層進めることにより、福祉に対する理解を深めていくことが求められています。

□ 取り組みの方向性

子どもから高齢者、障がいのある人など、性別、年齢などを越えた交流を行うことにより、命の大切さを感じ、人への優しさや思いやりの気持ちが自然と地域にあふれる福祉文化の創造に取り組めます。また、地域の高齢者による、自分の生活体験を生かした学習支援、あるいは、子どもたちの高齢者施設や障がい者施設への訪問など、交流やふれあいの機会づくりに努めます。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と学校パートナーシップ事業への参加 ○子どもふれあいスクール事業への参加 ○地域と交流できるイベントや情報交換の場づくり ○障がい者福祉の体験や実践活動による意識啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育・体験学習への人材、場などの提供 ○ふれジョブ体験の受け入れ体制の整備
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育・体験学習への協力 ○ボランティア講座の開催 ○ボランティア(個人・グループ)の交流事業の開催 ○元気力アップ受け入れ施設への働きかけ ○地域、学校、施設等が交流できる情報交換会などの開催 ○地域の誰もが参加できるイベント開催への支援 ○関係機関、福祉専門職とのネットワークづくり ○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの普及と啓発 ○「ぷちしょっぷ東区」(障がい者施設の自主製品の販売を通じた交流)の実施 ○地域活動への支援(助成制度など)

◆ ノーマライゼーションとは…

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

(1) 地域で見守りの輪を広げましょう

□ 現状と課題

近年、少子・超高齢化や核家族化の進展により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増え、それに伴い、見守りの対象となる人の数も増え続け、孤立死や高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護放棄、子どもに対する虐待、自殺などの深刻な問題も増加しています。

個人情報保護に配慮し、本人の意思などを尊重しながら、地域に住む一人ひとりが協力し合って解決していくための仕組みが必要です。

□ 取り組みの方向性

あいさつ、声かけをはじめとする日頃の地域の活動を通じて、一人暮らし高齢者や子ども、障がいのある人など、見守りが必要な人を把握し、協力して見守っていく、地域の新たな見守りネットワークづくりに取り組みます。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校時の通学路パトロールの実施 ○高齢者の見守り訪問の実施 ○「こども110番の家」の設置
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り講座の開催 ○高齢者等あんしん見守り活動事業の実施 ○利用者の送迎時における見守りの実施
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○きらりん緊急情報キットの配付 ○友愛訪問事業(見守り活動)の実施 ○夕食宅配サービス事業(見守り・安否確認活動)の実施 ○おせち料理配食事業の実施 ○地区民生委員児童委員協議会との連携 ○高齢者や障がい者、子育て中の親子の見守り体制づくりへの支援 ○CSWによる生活課題への相談支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り訪問による高齢者の実態把握 ○見守り体制づくりへの支援 ○地区民生委員児童委員協議会との連携

◆ きらりん緊急情報キットとは…

高齢者や健康上不安を抱えている人の安心安全を守るために、「かかりつけ医」「緊急連絡先」「持病」「お薬情報」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、緊急時や災害時に備えるもの

(2) 避難行動要支援者への支援体制を確立しましょう

□ 現状と課題

隣近所や地域のつながりが希薄化し、高齢者や障がい者、要介護者など災害時に自力で避難することが困難な人の情報を入手しづらい状況です。また、個人情報保護の重要性が叫ばれるなか、情報の共有が図れないケースも見受けられます。

いざという時に隣近所や地域全体で助けあう支援体制を充実させる必要があります。

□ 取り組みの方向性

避難行動要支援者名簿の整備を進めるなど、要支援者情報の把握に努めるとともに、災害時や緊急時の迅速な支援につながるよう、個人情報の保護にも配慮しながら、地域での支援体制と要支援者の情報を共有できる仕組みづくりを進めます。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な見守り活動 ○ 避難行動要支援者支援体制の整備 ○ 地域の要支援者マップづくり ○ 個人情報の利用及び提供についての勉強会の開催
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な見守り活動 ○ 避難行動要支援者支援体制の整備
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ きらりん緊急情報キット配付による緊急時・災害時の支援 ○ 困った時に助けあう仕組みづくりへの支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者対策の充実 ○ 避難行動要支援者名簿登録制度の周知



きらりん緊急情報キット

(3) 地域で防災・防犯力を高めましょう

□ 現状と課題

近年頻繁に発生している自然災害などに対応するため、住民自らが自主的な防災活動の重要性を認識し、地域で助けあう体制を確立することが必要です。

また、中高年を狙った詐欺や子どもが被害者となる犯罪が発生しており、身近な地域が安全とは言えない状況になっています。犯罪を未然に防ぐため、防犯意識の向上や犯罪を起こしにくい地域づくりを進めることが必要です。

□ 取り組みの方向性

地域コミュニティ協議会や自主防災組織を中心に、防災啓発活動・防災体制の強化を進めます。また、警察、関係団体との連携強化や地域における防犯活動の取り組み、広報啓発を行い、犯罪防止対策を推進します。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織での地域防災訓練の実施 ○避難所運営体制の整備 ○防犯パトロール、児童の見守りの実施 ○防犯マップ(地域安全マップ)の作成 ○防犯ボランティアネットワークへの登録
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災訓練への参加 ○福祉避難所の指定
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの運営体制の確立 ○日頃からの顔の見える関係づくりの構築
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織結成・育成の支援 ○防災訓練への支援 ○災害情報の円滑な伝達方法の整備 ○避難所運営体制の確立 ○防災・防犯啓発運動の推進 ○防犯ボランティアネットワーク事業の推進

基本目標 4 健康で住みやすいまちづくり

(1) 心身ともに健康で生きがいを持った生活を送りましょう

□ 現状と課題

食生活の変化や運動習慣の減少などにより、生活習慣病やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の割合が増加しています。また、超高齢化の進行に伴い、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人も増加しており、日常生活における健康づくりと介護予防の取り組みが重要になっています。さらに、生きがいを持った生活が、健康の保持・増進、健康寿命の延伸につながるとも言われていることから、いきいきと活動できる取り組みの推進が重要です。

□ 取り組みの方向性

子どもから高齢者まで、一人ひとりの健康を守る意識を高め、元気な時から健康づくりや介護予防に取り組める環境・体制づくりを進めます。また、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習の推進や趣味を通じた仲間づくりと機会の提供などに努めます。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診断を受診して生活習慣病の予防・早期発見 ○地域での健康教室・健康づくり事業の実施 ○老人クラブへの勧誘・加入促進 ○シルバー人材センターへの加入
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の相談・指導 ○施設の空きスペースを健康づくり運動の場として提供
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の開催 ○地域の茶の間の開催支援 ○健康講座や健康運動の支援 ○福祉団体(老人クラブ、障がい者団体など)活性化への支援 ○助成制度などによる地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健(検)診の受診勧奨 ○子どもから高齢者までの健康づくりの推進 ○栄養・運動・休養をテーマにした講習会・講演会の開催 ○介護予防教室や認知症予防教室の開催 ○食生活改善推進委員・運動普及推進委員の育成 ○ふれあいティールームの開催 ○生涯学習の推進

(2) 安全で快適な生活環境をつくりましょう

□ 現状と課題

高齢者や障がいのある人が安全かつ快適に生活できるよう、道路や駅、公共施設等のバリアフリー化が進み、利用者への配慮がなされるようになってきましたが、段差のある歩道や、スロープやトイレ等の設備が不十分な施設もあります。

誰もが歩きやすい歩行空間の整備をはじめ、さらにバリアフリーやユニバーサルデザインを推進する必要があります。

□ 取り組みの方向性

子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した道路や公共施設の整備を進めていくとともに、足りない部分については周囲の人が手を差し伸べることができるようユニバーサルデザインの考え方を普及させる取り組みを推進します。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の安全点検の実施 ○高齢者や障がいのある人などの外出、移動支援 ○ユニバーサルデザインの理解
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの理解・実践
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人などの外出、移動のためのサービスの検討 ○バリアフリー点検などの支援 ○障がいを理解するための取り組み
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの普及啓発 ○公共施設のバリアフリー化 ○身体機能が低下した高齢者、障がいのある人の住宅改修などに対する助成制度の周知 ○歩道改良による急勾配の解消や路側帯のカラー化の推進

◆バリアフリーとは…

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

◆ユニバーサルデザインとは…

バリアフリーが、障がいによりもたらされる障壁(バリア)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方

基本目標5 情報の提供と相談支援体制の充実

(1) 必要な人に必要な情報が伝わる仕組みをつくりましょう

□ 現状と課題

福祉に関する制度・サービスの周知、啓発や地域の行事・活動のお知らせなど、地域福祉の推進には効果的な情報発信、情報提供が必要不可欠となっています。

現在、その広報手段として、広報紙やインターネットなどを通じた情報発信をしていますが、「情報がない（届かない）」、「情報が多すぎて、どれが自分に必要な情報かわからない」などの状況も見受けられます。情報の受け手の目線に立ち、情報を確実にわかりやすく提供することが必要です。

□ 取り組みの方向性

情報が多様な方法でより多くの住民に確実に伝わるよう、広報紙や自治会・町内会の回覧板、ホームページなど、既存の情報媒体をさらに充実させるよう努めるとともに、地域の中の顔の見える関係、つながりを生かした情報伝達・提供のネットワークづくりを図ります。また、高齢者や障がいのある人など、伝えたい相手に配慮した情報提供の方法を工夫します。

□ 活動の役割分担

区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自身の必要な情報の積極的な収集 ○地域コミュニティ協議会連絡会の開催 ○自治会・町内会の広報紙、回覧板による情報の提供 ○回覧板の手渡しなど、高齢者や障がいのある人への配慮 ○自治会・町内会と民生委員・児童委員の情報の共有
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページなどによる情報の発信 ○福祉・子育て情報マップや情報誌の作成への参画
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の積極的なPR ○機関紙「東区社協だより」、ホームページによる地域福祉活動情報の提供 ○区社協紹介パンフレットの配布 ○福祉・子育て情報マップや情報誌の作成への参画 ○CSWによる情報の提供・相談支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の積極的なPR ○区だよりなどの点字版・音声版での提供 ○区だより「わいわい東区」、ホームページによる情報提供 ○各種福祉サービスガイドの発行 ○福祉・子育て情報マップや情報誌の作成 ○自治会・町内会、民生委員・児童委員への情報提供

(2) 身近な地域での相談支援体制をつくりましょう

□ 現状と課題

福祉施策や福祉サービスの内容が多岐にわたることから、相談先が分からない人や相談できずにいる人が潜在しています。相談窓口の周知と合わせて、相談しやすい体制を築く必要があります。また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力の不十分な人の権利が守られる体制の確立が求められています。

様々な要因で増加している生活困窮者に対し、早期に就労・相談支援等を行い、生活困窮状態の解消に取り組む必要があります。

□ 取り組みの方向性

多様化する生活課題に対応するため、安心して相談や支援を受けることができる体制づくりの充実に取り組みます。また、認知症高齢者や知的・精神障がい者などに対して、適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者を保護する権利擁護体制の充実と普及啓発を進めます。

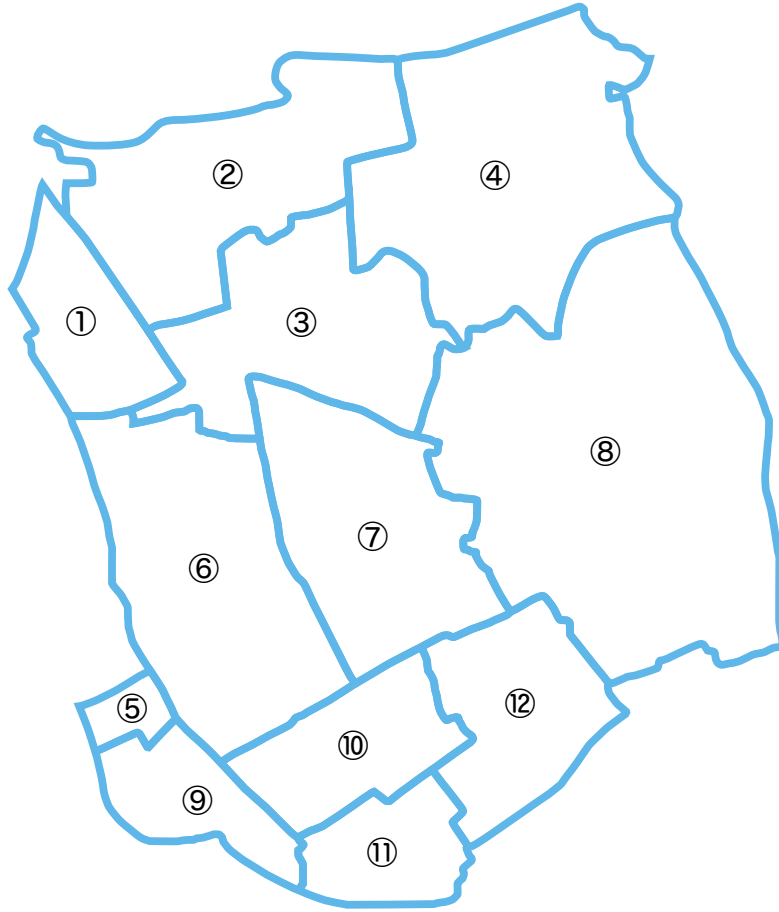
生活困窮者に対し、雇用や生活等に関して総合的に支援を行うとともに、一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。

□ 活動の役割分担

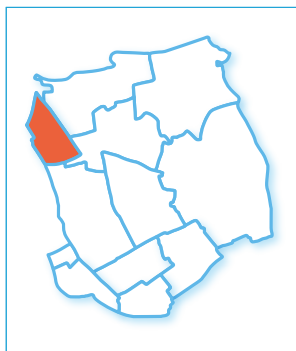
区 分	主な取り組みの事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域での相談相手の確保 ○困った時に相談できる顔の見える関係づくり ○民生委員・児童委員などと連携した相談体制づくり
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の身近な相談場所としての周知・体制強化 ○困った時に相談できる顔の見える関係づくり
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の積極的なPR ○日常生活自立支援事業の実施 ○生活福祉資金の相談・貸付 ○関係機関、福祉専門職とのネットワークづくり ○CSWによる情報の提供・相談支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の積極的なPR ○成年後見制度の周知 ○地域包括支援センターの運営・周知 ○障がい者基幹相談支援センターの運営 ○生活保護受給者の自立に向けた就労支援 ○学習習慣支援事業(低所得世帯の中学生勉強会)

第5章 東区地区別計画

ここでは、東区の12の地域コミュニティ協議会ごとに「地区の現状と課題」、そして「目標・目指す姿」をまとめています。



コミュニティ協議会名		社協地区支会名	コミュニティ協議会名		社協地区支会名
①	山の下地区 コミュニティ協議会	山の下支会	⑦	牡丹山小学校区 コミュニティ協議会	牡丹山支会
②	桃山校区 コミュニティ協議会	桃山支会	⑧	大形地区 コミュニティ協議会	大形支会
③	東山の下地区 コミュニティ協議会	東山の下支会	⑨	江南小学校区 コミュニティ協議会	江南支会
④	下山地区 コミュニティ協議会	下山支会	⑩	中野山小学校区 コミュニティ協議会	中野山支会
⑤	紫竹中央 コミュニティ協議会	紫竹支会	⑪	南中野山小学校区 コミュニティ協議会	南中野山支会
⑥	新潟市木戸地域 コミュニティ協議会	木戸支会	⑫	東中野山小学校区 コミュニティ協議会	東中野山支会



山の下地区

東区管内で高齢化率が最も高く、さらに少子化も顕著で、小学校の児童数は年々減少傾向にあり、将来の人口構成が憂慮されます。地域内には、住民に親しまれてきた山の下市場、山の下神明宮、みなとランドがあり、山の下まちづくりセンターは、地域活動の拠点として活用されています。

『地区の現状』 …………… 『この地区はこんなまち』

この地区の 良いところ

- ◆コミュニティ協議会でひまわりクラブを運営、小学校と地域のつながりが強い。
- ◆コミュニティ協議会と山の下小学校が共催で歳末もちつき大会を実施している。山の下支会のボランティアも協力している。
- ◆ぶれジョブ活動が盛んである。
- ◆年をとっても、歩いて行ける場所に地域の茶の間が7カ所ある。
- ◆アカシア会、在宅福祉活動実行委員会、ボランティアシーズなどのボランティアグループが多数活動している。
- ◆医療と介護、行政等の多職種ネットワーク「山の下ねっと」が立ち上がった。

この地区の 課題

- ◆情報の共有
 - ・民生委員・児童委員と自治会・町内会長との連携が必要である。
 - ・地域の実態を把握するごみ出し買い物支援などの助けあいの仕組みづくりが必要である。
 - ・在宅医療についてもっとPRが必要である。
- ◆災害時の対応
 - ・要支援者への対応、協力体制を構築する必要がある。
 - ・避難方法や手段を考える。(避難所まで行けない人への対応制度や支援を拒否する人への対応)
- ◆顔の見える関係づくり
 - ・顔見知りや知人でなくてもあいさつを心がける。
 - ・ラジオ体操、健康体操、認知症サポート養成講座などを活用する。
- ◆担い手の育成
 - ・若い人が集まりに出てもらえるような仕組みづくりが必要である。(班長に任命する等、責任感をもってもらう。)
 - ・行事などは学校に協力をお願いする。(PTA等)
 - ・自治会・町内会役員、コミュニティ協議会役員などに若手を登用する。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

年をとっても、障がいがあっても安心して暮らせるまちに！

① 地域の問題解決のための会議を開催しよう

- ◆地域としてまとまるコミュニティ協議会と民生委員児童委員協議会との連携会議を開催する。
- ◆ごみ出し買物支援や要支援者を把握し、地域で助けあう仕組みをつくる。
- ◆民生委員・児童委員をサポートし、地域の情報を共有し、問題を解決する。

地域の問題を自分たちの問題ととらえ、助けあいのできる、人にやさしいまち山の下に

② 顔の見える関係づくりをしよう

- ◆老人憩の家大山台を活用した健康講話や体操等で健康づくりをする。
- ◆まちづくりセンターのフリースペースを活用し、世代間交流をする。
- ◆あいさつ、声かけ運動をする。
- ◆地域の茶の間を活用する。
- ◆一斉清掃や廃品回収、植栽などを活用して、担い手を発掘する。
- ◆ラジオ体操や健康講座、認知症サポーター養成講座などを開催する。

③ 災害時、要支援者への対応や協力体制の整備をきちんとしよう

- ◆要支援者を把握する。
- ◆避難方法や手段を考える。(協力体制の構築)
- ◆災害時に、高齢者や障がい者などを地域で守る体制をつくる。

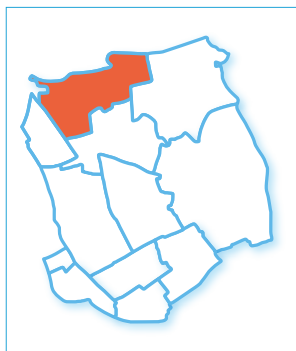
災害時、自分でできる事、自主防災組織ができる事を考えていく。



もちつき大会



街をきれいに



桃山地区

日本海側に位置し、海浜公園・牛街道公園・新潟空港滑走路等があり、地域内の臨空船江会館・山の下まちづくりセンター等は、地域活動の拠点として活用されています。また、海拔ゼロメートル以下と水害も経験した地域ですが、日本海側には高い建物がなく、津波が発生した際には、避難場所がないという環境です。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆ 除雪やごみ捨て支援を町内でやっているところもある。
- ◆ 地域の茶の間は4カ所あり、小学校、幼稚園の交流ができるようになった。
- ◆ 自治会・町内会役員会に民生委員・児童委員も入ってもらうようになってきた。
- ◆ あゆみ会（コミュニティ協議会福祉部）が、ふれあい給食で地域の高齢者の集いの場をつくっている。
- ◆ あゆみ会で見守り活動や助けあい（読み聞かせ、病院の案内、施設での活動等）の活動をしている。

この地区の 課題

- ◆ 若い人の育成（担い手を探すために）
 - ・自治会・町内会行事に若い世代の参加が増えているが、なかなか運営する側になってくれるまで育たない。
 - ・若い役員はアイディアが豊富で、行動力もある。
- ◆ 地域の関係づくり
 - ・向こう三軒両隣、あいさつや関係ができれば、お互いに助けあえる。
 - ・すべての自治会・町内会長と顔がわかる関係づくりをする。
 - ・子どもや高齢者が一緒に集える居場所があるとよい。
 - ・町内に集会場があるとよい。
- ◆ 見守り体制
 - ・要支援者台帳や世帯票の活用の仕組みをつくる。
 - ・隣近所や班単位での情報の共有の仕組みをつくる。
- ◆ 災害時の対応
 - ・要支援者台帳の活用の仕組みをつくる。
 - ・自主防災組織や自治会・町内会ごとの対応を明確にする。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

向こう三軒両隣、学校を巻き込み地域交流の活発なまちに！

① 問題をみんなで共有・顔が見える関係づくりをしよう

- ◆すべての自治会・町内会長が参加できる時間に集まる場を設ける。
- ◆それぞれの自治会・町内会の現状（活動）の情報共有から始める。

他の自治会・町内会の活動内容を知ることが大事

② コミュニティ協議会を中心として活動しよう

- ◆自治会・町内会長、民生委員・児童委員、学校とも協働する。
- ◆桃山地域の仕組みづくりをする。

③ 地域で見守り・助けあいができる環境づくりをしよう

- ◆協働団体による情報を共有し、活性化を図る。
- ◆あゆみ会と民生委員・児童委員で情報を共有する。
- ◆要支援者を把握する。

④ 町内の人たちが気軽に集う場所をつくろう

- ◆町内みんなが顔見知りになれるようにする。助けあえるようにする。
- ◆空き家の有効活用を考える。

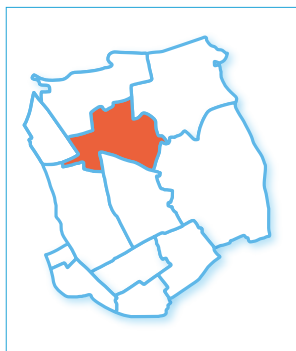
子どもや高齢者などが一緒に集える居場所が身近にあったらいいな！



交通安全指導



ふれあい給食会



東山の下地区

東区役所の北側、東区のほぼ中央に位置し、小・中・高校と、大きなスーパーと家電量販店を有するショッピングセンターが東西にあり、さらにじゅんさい池公園をはじめとする、中・小の様々な公園も多くあります。また、総合病院も車で10分以内に3つあり、住環境にも恵まれています。地域の中心部には、中地区コミュニティセンターがあり、地域住民の交流と健康づくりの拠点として活用されています。

『地区の現状』 …………… 『この地区はこんなまち』

この地区の 良いところ

- ◆東山の下地区コミュニティ協議会が中心となり、自治会・町内会等の構成団体と協働でより良いまちづくりに努めている。
- ◆活用できる地域の拠点として、中地区コミュニティセンターと老人憩の家がある。
- ◆地域住民が気楽に集まることができる、地域の茶の間が6カ所ある。
- ◆ちょっとした困りごとに対応する生活支援ボランティアグループ「じゅんさいの会」がある。
- ◆未就学児の子育て支援として「親子わくわくランド」を地域のボランティアの協力で運営している。
- ◆33自治会・町内会のうち、25自治会・町内会が友愛訪問を実施しており、実働部隊として町内ボランティアが編成されている。
- ◆地域の子どもからお年寄りまで参加でき、交流を深める事業として、秋の「三世代交流大運動会」に加え、初夏には一次避難場所の小金公園を会場に、「東山の下フェスティバル」が盛大に開催されている。また、年末の「もちつき・ゲーム大会」にも年々、参加者が増えている。⇒自治会・町内会の連携が進んでいる成果

この地区の 課題

- ◆子どもの見守り
 - ・高齢者の見守りは比較的できているが、子どもへの意識が薄い。
 - ・子どもたちが地域の大人を知らない。
 - ・子どもに関するボランティアが不足している。(学童クラブや見守り活動時)
- ◆人材の活用
 - ・男性は家にこもりがちな人が多い。役割を与えることが地域に出てくるきっかけとなる。
 - ・中学生は行動範囲が広く、見守りができないが、地域活動に協力してもらうことで、地域に戻ってきてもらう。
- ◆民生委員・児童委員と自治会・町内会の連携
 - ・民生委員・児童委員だけでは、担当地域の全世帯を把握しきれない。
 - ・守秘義務の壁があり、見守りの効果が不十分になることがある。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

地域の力を総動員して、全域で見守り・生活支援活動ができる東山の下にしよう!

① 自治会・町内会単位で仕組みをつくらう

- ◆全自治会・町内会に見守りや生活支援（ごみ出し・除雪・草刈など）の体制をつくる。
- ◆自治会・町内会と民生委員・児童委員が問題を共有する。
- ◆各自治会・町内会の班内で情報を共有する。
- ◆向こう三軒両隣で見守り活動ができるようにする。
- ◆意識を高めるために、各種勉強会を開催する。

認知症サポーター
養成講座など

② 子どもたちを見守り、子ども・大人の教育を地域で支えよう

- ◆学校行事に地域が参加し、子どもたちの顔を知る。（PTAと連携する）
- ◆地域で会った時には、子どもたちに声をかける。
- ◆親世代が地域とつながりをつくれるようにバックアップする。
- ◆見守り活動に団塊の世代の力を活用する。

③ 中学生などの若い力が発揮できるようにしよう

- ◆地域の自主防災の取り組み、防災訓練に参加してもらい、地域に関心をもってもらう。
- ◆学校を通してアプローチし、中学生に役割をもってもらい、活動を評価する。
- ◆学校と連携し、中学生の防災意識の高揚を図る。

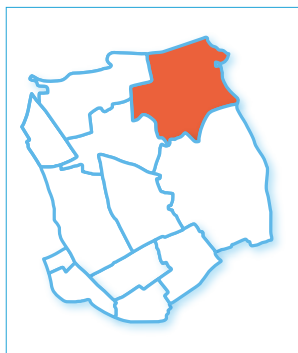
授業の一環として、
地域と防災訓練を
するなど



東山の下フェスティバル



ふれあい給食



下山地区

東区の北東部、阿賀野川の河口で、新潟空港に隣接しています。下山、津島屋地域を除く大部分は、半世紀前は砂丘で松林でしたが、現在はほとんど住居地域になっています。自然環境としては、砂丘湖があるじゅんさい池公園があり、桜の名所として知られています。生活環境としては、医療施設、介護施設、商業店舗等が比較的そろっており、また、中地区運動広場、下山スポーツセンター、下山コミュニティハウス等もあり、やわ肌ねぎやチューリップの産地でもあります。小・中同校区であり、比較的まとまりやすく、各コミュニティの活動も活発です。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆下山コミュニティハウスがあり、地域住民の活動の拠点となっている。
- ◆地域と学校の連携体制が整っている。
- ◆ふれあい給食会、世代間交流を開催しており、多世代交流が盛んである。
- ◆年に1回、合同連絡会議を開催している。（自治連合会・地区民生委員児童委員協議会、下山支会）
- ◆子育てサークル・サロン活動が盛んであり、子育てしやすい地域である。
- ◆常設型の地域の茶の間「あいあい」が開催されている。

この地区の 課題

- ◆自治会・町内会と民生委員・児童委員のつながり
 - ・隣組や自治会・町内会、民生委員・児童委員など核となる人が、住民の情報を丁寧にくみ取れるような横につながる仕組みづくりが大切である。
 - ・地域の情報は、自治会・町内会長が知っている。
- ◆研修会などの開催
 - ・自治会・町内会長と民生委員・児童委員の守秘義務などの問題がある。
 - ・高齢者に対する健康講座を開催する。
- ◆地域でのあいさつ、声かけ
 - ・地域の子どもの顔を覚えてもらうにはどうしたらいいか。
 - ・子どもの顔を覚える、顔を覚えてもらうためには小さな積み重ねが大切である。
 - ・地域の子どもはみんなで守ろう。
- ◆地域の茶の間について
 - ・お茶飲みの会合で情報交換ができる。
 - ・「あいあい」のような場が他にもできると良い。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

地域住民が健康で住みやすく、あいさつが活発なまちに！

① 自治会・町内会と民生委員・児童委員との連携を深めよう

◆連携の中心となる体制づくりが必要である。

民生委員・児童委員が
地域住民の「なんでも
相談」をしていること
の周知が必要。

② 個人情報の研修会、健康講座を開催しよう

◆地域住民が集まれる場づくり、高齢者の健康増進を進める。

◆守秘義務、個人情報について理解してもらう。

③ 顔の見える関係づくりを目指そう

◆地域住民にあいさつ、声かけを積極的に行う。

◆小さな積み重ねを大切にする。

④ 地域の茶の間の開催、活用の見直しをしよう

◆「あいあい」のような地域の茶の間を増やしたい。

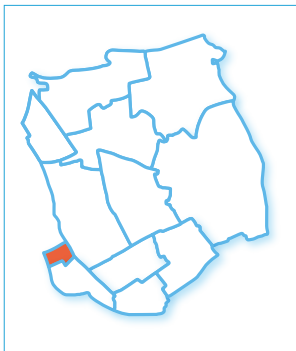
常設型の地域の茶の間が
他にもできるといいな！



空港での花絵づくり



健康麻雀（「あいあい」）



紫竹中央地区

東区の最西側に位置し、隣接する中央区とは小路を境界としています。三方を国道7号（新潟バイパス・栗ノ木バイパス）と新幹線・在来線に囲まれた住宅地で、名所旧跡や公共施設等はありませんが、比較的中心部に近く、新潟駅までは徒歩圏内です。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆身近なところに気軽に集まる場所として、紫竹集会所を開放し、地域交流お楽しみ会（麻雀、囲碁、将棋等）を定期的で開催している。
- ◆世代間交流事業のもちつき大会は、年齢問わず盛り上がる。高齢者が若い人を指導する場面をよく見かける。
- ◆セーフティスタッフがおり、小学生の子どもたちの毎日の登校の安全を守っている。

この地区の 課題

- ◆子どもたちの安全を見守る地域の取り組み
 - ・子どもたちの安全の見守りに地域全体で取り組んでいない。
- ◆情報の共有、周知、広報
 - ・自治会長と民生委員・児童委員との間で、個人の情報の共有ができていない。
 - ・自治会行事の周知が不十分である。
- ◆世代間交流の推進
 - ・若い世代や子どもの参加を促す事業を企画し、そのための広報の仕方を工夫する。
- ◆集える場づくり
 - ・隣近所で顔が分からない人がいる。
 - ・身近なところに気軽に集まることができる場所が少ない。



もちつき大会



セーフティスタッフ

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

住んでいる人みんなが「幸せだなあ」と感じられるまちに！

① 地域ぐるみで子どもの安全を見守っていこう

- ◆おじいちゃん、おばあちゃん、ボランティアのパワーを活用する。
- ◆自治会は、江南小学校と同じように沼垂小学校とも密接に連絡を取りあう。

沼垂小学校の地域教育
コーディネーターとの
連携を図っていきたい。

② 自治会長と民生委員・児童委員とがより密接に連携していこう

- ◆自治会内の個人情報の共有をする。
- ◆個人情報保護法や認知症を正しく理解する研修会を開く。

③ 三世代が集える場づくりを進めていこう

- ◆住民の顔の見える関係づくりをする場をつくる。
- ◆子どもやその親の参加を促し、高齢者が指導者役になる。

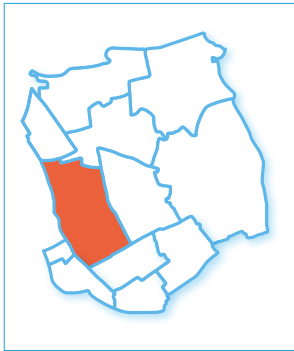
住民の身近なところ
にある空き家を活用
しよう！



防犯パトロール



実家の茶の間



木戸地区

東区の西側に位置し、平地で豊かな自然に囲まれた閑静な地域です。住宅の周辺には、のどかな田園風景が広がっており、稲作や草花の栽培がとても盛んで、小学校でも田植えや稲刈りの体験授業が行われています。地域内には木戸コミュニティセンターがあり、地域活動の拠点として活用されています。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆木戸コミュニティセンターにて、未就園児の親子を対象にして、絵本の読み聞かせや親子遊びの活動を行っている。
- ◆コミュニティ協議会が木戸ひまわりクラブを運営している。
- ◆木戸コミュニティセンターの近くにNIC木戸絵本館があり、0歳から小学校中学年を対象に絵本の貸し出しを行っている。
- ◆一人暮らしの高齢者、福祉施設の高齢者や障がい者の支援を行っている、ボランティア団体の「木戸きずな会」がある。

この地区の 課題

- ◆増えていく高齢者を活用していく取り組み
 - ・高齢者の思いを語る場が少ない。
 - ・高齢者の経験や特技、昔の言葉（方言）を活用する場が少ない。
- ◆世代間の交流の推進
 - ・三世代の地域住民同士の顔の見える関係づくりが大切である。
 - ・家庭内での親子の共通な話題が少ない。
- ◆民生委員・児童委員と自治会・町内会との連携
 - ・引っ越ししてきた新しい住民のことが分からない。
 - ・民生委員・児童委員の選出されていない自治会・町内会があり、連携を取る上で問題がある。
 - ・民生委員・児童委員と自治会・町内会長とが互いの情報を共有しておらず、支援を必要とする人が分からない。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

隣近所の助けあいが当たり前のまちに！

① 高齢者の力を活用していこう

- ◆学校で子どもと共に学びあい、高齢者の特技を生かす。
- ◆自分の子育ての経験を生かして「2度目の子育て」に携わっていく。

② 世代間交流活動を継続させていこう

- ◆ふれあいスクールとの連携を図っていく。
- ◆学校を通じ、地域の行事を住民に周知していく。

③ 民生委員・児童委員と自治会・町内会とのつながりづくりを進めよう

- ◆個人情報保護法の勉強会を、民生委員・児童委員と自治会・町内会が共同で開催する。

民生委員・児童委員と自治会・町内会長が互いの情報を共有するよう努め、誰がどこに住んでいるか分かるよう心がけていく。それが、安心・安全なまちづくりにつながる。



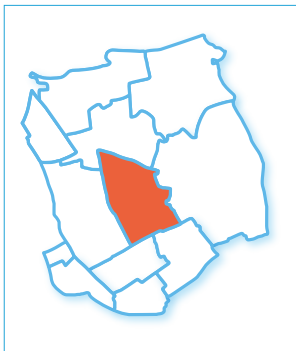
ひまわりクラブの運営



木戸小学校 学習支援



竹尾小学校 学習支援



牡丹山地区

東区の中央に位置し、区役所や病院など生活基盤が充実しています。また、道路や雨水対策が整備され、利便性も増えています。昔からの地域と新しく宅地開発された地域が混在しており、活気に満ちたまちです。地域活動の拠点としてはなみずきコミュニティハウス、健康づくりの拠点として東総合スポーツセンターがあります。東総合スポーツセンターの隣に大きな公園が整備される予定があり、憩いの場として期待されています。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆三世代交流、神社みこし祭り、子ども祭り納涼会などを開催している。
- ◆地域の茶の間が1カ所、子育てサークル・サロンが3カ所ある。
- ◆ボランティア団体「ぼたんの会」がある。
- ◆孤立しがちな65歳以上の高齢者を対象に、民生委員・児童委員の1次調査、保健師による2次調査が実施され、高齢者の状況や意向を確認した。

この地区の 課題

- ◆担い手探し
 - ・行動力のある人を探す・若い人を取り込む。
 - ・納涼会、焼き肉、もちつきをする。
 - ・地域の行事に高齢者を活用する。
- ◆集まる場所づくり
 - ・既存の公共施設や空き家の活用を図る。
 - ・普段の声かけで、三世代交流 → 学校と協力し、回覧板の工夫と活用で参加者を集める。
- ◆地域の連携
 - ・自主防災組織をつくる。
 - ・要支援者への緊急時の動きを確認する。
 - ・防災活動を通じて、民生委員・児童委員と自治会との情報共有を進める。



介護予防教室「筋骨若返り倶楽部」

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

みんながいきいきと生活しているまち

① 人材担い手を発掘する

- ◆ 神社みこしなど伝統的な祭りを復活する。
- ◆ 若い人、行動力のある人を取り込む。
- ◆ 高齢者を先生役に活用した納涼会、焼き肉パーティー、もちつき大会などの三世代交流の場を工夫する。

学校と地域をつなげるため、コーディネーターと連携してPRしていこう

② 身近なところに集まれる場所をつくる

- ◆ 空き家を活用し、地域ボランティア・大学生の協力を得て、地域の茶の間を開く。

子どもや高齢者が一緒に集える居場所が身近にあったらいいな！

③ 安心して暮らせるまちづくりをする

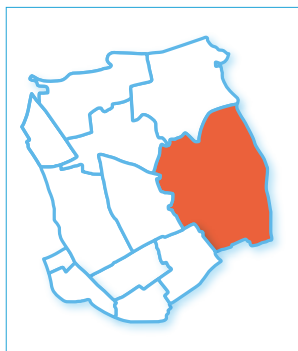
- ◆ 自主防災・見守りの組織づくりを進める。
- ◆ 支援が必要な人の情報の把握に努める。
- ◆ 民生委員・児童委員と自治会との交流会・勉強会を開催する。
- ◆ いきいきと地域で生活できるように、健康づくり教室を開催する。



防災訓練



夏祭り



大形地区

東は阿賀野川・南は日本海東北自動車道に挟まれた地区で、その歴史は古く、北西に広がる広大な土地に沿って農地と工場・住宅地が混在しています。地区の中核には広く市街地が形成されています。かつての大形村の中心地が現在の大形本町周辺です。また、1970年代から宅地開発が進み近代化され、現在の松崎ニュータウン界隈はその土地開発の象徴とも言えます。田園型学園都市とも呼ばれ、県立大学から、県立北高校・中学校・小学校・県立東新潟特別支援学校・市立東特別支援学校があり、教育環境には非常に恵まれた環境です。また、東部地域には新潟西港～新潟東港を結ぶ動脈、ござれや阿賀橋があり、国道7号新新バイパス、日本海東北自動車道インターチェンジ、大形駅等、交通の利便性が非常に良い地域です。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆平成26年度に大形まちづくりセンターが開所し、地域活動の拠点として地域住民に利用されている。
- ◆コミュニティ協議会と新潟県立大学とのつながりがある。
- ◆ボランティアグループ「じゃがいもの会」が平成24年度に発足し、活動を続けている。
- ◆幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、特別支援学校といった教育機関が整っている。
- ◆住民のサークル活動が盛んで、特に卓球や民謡などの複数のグループがまちづくりセンターを利用して活動している。

この地区の 課題

- ◆地域のさらなる活性化に向けて
 - ・お祭りがあると地域の活性化になるのではないか。
 - ・夏祭りを計画し、若い世代に活躍してもらい、地域を盛り上げてほしい。
- ◆子どもの遊び場について
 - ・空き家を使って子どもたちのふれあいの場をつくってあげたい。
 - ・集会所の空いている時間があるので、その場所を借りる。
 - ・高齢者から子どもたちに昔の遊びを指導してもらう。
- ◆地域のつながりについて
 - ・自治会と民生委員・児童委員との懇談会を復活する。
 - ・自治会と民生委員・児童委員の関係がうまくいっているところとうまくいっていないところがあるので、交流会を行うことが大切である。
 - ・障がい者も安心して暮らせるような地域の組織づくりをしていきたい。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

誰もが安心して住むことができ、多世代交流の活発なまちに！

① 大形地区の祭りを開催しよう

- ◆大形地区全体の多世代交流の場づくりをする。

地域のさらなる
活性化に向けて！

② 子どもの遊び場の確保をしよう～地域の子どもは地域で育てる～

- ◆ボランティアに高齢者や学生の力を活用する。
- ◆空き家や集会所の活用をする。

③ 民生委員・児童委員と自治会の連携を深めよう

- ◆懇談会の開催を検討する。

誰もが住みやすい
地域をつくるために！



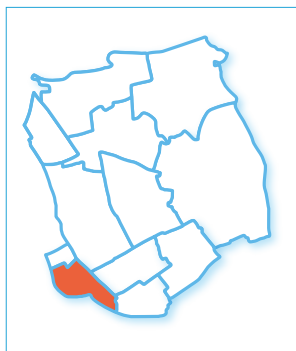
津島屋子ども太鼓



じゃがいもの会



ふれあいウォークラリー



江南地区

JR信越線と栗ノ木川に囲まれ、新潟バイパスと大石排水路が横断した位置にあり、中心地は、かつての田んぼが土地区画整理事業によって宅地開発が進み、住宅地として発展しています。地域には石山地区センターがあり、地域活動の拠点として活用されているほか、石山中学校と江南小学校があります。また、30数年前に園芸センターが開設されましたが、現在は石山南まちづくりセンターとして新たに整備され、越後石山駅西口整備事業が並行して進められています。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆地域の茶の間が3カ所ある。
- ◆体を動かすことを目的に「石山健康歩こう会」、「ラジオ体操の会」の拡大・推進を行っていく。
- ◆自治会・町内会、老人クラブの協力を得て、三世代交流のよい機会であるもちつき大会を実施している。

この地区の 課題

- ◆担い手の発掘
 - ・役員のなり手がいない→「大変」なイメージ
 - ・豊富な社会的キャリアを持っている人をいかに引き出したらいいか。
 - ・若い人がなかなか集まらない。
- ◆地域の関係づくり
 - ・自治会・町内会で回覧しても、人が集まらない。
 - ・自治会・町内会の行事、会合に参加したいが、出にくいので声かけをしてほしいという声がある。
 - ・子どもの参加が多くないため、イベント周知は自治会・町内会だけでなく、学校からも周知をお願いする。
- ◆地域の課題の発掘
 - ・困っている人の情報、共有が不十分である。
 - ・支援の必要な方がどこにいるか分からない。
- ◆ネットワークづくり
 - ・自治会・町内会と民生委員・児童委員の連携が十分ではない。
 - ・いろいろな組織があるが、お互いの役割の理解が不十分である。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

安全で住みやすく、安心な暮らしのできるまちづくりを!

① 後継者と若い人を育成しよう

- ◆既存の行事を継続し、工夫したイベントを開催しよう。
- ◆若い人の参加を呼びかける。
- ◆学校を通し、子どもの参加を呼びかける。

誰もが参加できる祭りともちつき大会を開催!
班長さんの「出ましようよ」の声かけ

② 地域住民の関係づくりを強めよう

- ◆子どもから大人まで集まれる場を設定する。
- ◆日常的な運動ができる場所づくりをする。
- ◆運動習慣推進キャンペーンを展開する。
- ◆「あなたも一緒にやりませんか?」の意識啓発ポスターを掲示する。

③ 地域の課題を発掘し、共有しよう

- ◆個人の課題、発掘を進める。
- ◆支援が必要な方のマップづくりをする。

④ 支援のためのネットワークづくりをしよう

- ◆民生委員・児童委員と自治会・町内会とで課題を共有し、勉強会や交流会を開催する。
- ◆高齢者や障がい者、要支援者等の「見える化システム」の構築をする。
→世帯票や高齢者名簿、要支援者名簿等、まちなか情報の一元化。

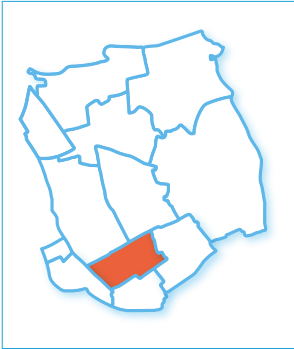
まずは、個人情報
の勉強を
しましょう。



江南ふれあいまつり



地域のふれあい100円サロン



中野山地区

東区の南西側に位置し、平地で閑静な住宅地域として安定した雰囲気に含まれています。特に新潟地震後、市営住宅も含め、住宅地として発展し、かつての田園風景の面影はなくなり、交通網の整備が進みました。JR白新線とJR信越本線のエリア内にあり、東新潟駅・越後石山駅の利用者の多くが居住しています。近隣には医院のみで、総合病院は地区外にあるため不便しています。また、スーパー等の数が減少し、高齢者の買い物に不自由をきたしています。地域内にはシルバーピア石山があり、地域活動の拠点として活用されています。しかし、公共施設が少なく、文化・スポーツ面で活用できる場がないのが難点です。また、子どもと子育て世代の多い地区から、高齢者が多い地区へと移行しつつあることから、これらへの対応と高齢者対策にも力を注ぐ必要があります。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆地域のいろいろな活動により、防災・防火・防犯・交通安全などのムードが高まっている。
- ◆地域の茶の間が継続しており、参加者に喜ばれている。
- ◆シルバーピア石山の「ふれあいティールーム（生きがい対応型通所事業）」に参加しやすい。
- ◆地域住民の健康促進事業で介護教室等を実施し、好評を得ている。
- ◆中野山小学校で「子ども体験型安全教室」を実施している。（地域教育コーディネーターも参画）
- ◆地域安全マップづくりを実施している。
- ◆学校・子ども・地域住民が協働で活動している。（花づくり・健康ウオーク・星空観望会・世代間交流会など）
- ◆地域全体で、防災対策に力を入れている。除雪やごみ捨て支援を町内でやっているところもある。

この地区の 課題

- ◆地域の関係づくりの再構築
 - ・近所づきあいを大切にし、顔見知りの関係をつくる。
 - ・近所づきあいを軽視する人々を引き込む方策をたてる。
- ◆高齢者等の見守り体制づくり
 - ・世帯票をつくり、活用する。
 - ・集合住宅の住民情報も必要である。
 - ・子どもたちへの安全教室と見守りをさらに充実する。
- ◆災害時の防災力の向上
 - ・誰が支えるのか？どこへ繋ぐのか？を明確にしていく。
 - ・自治会単位の防災力を高める。（自分の命は自分で守る、地域で助けあう。）
- ◆誰でも集える居場所づくり
 - ・子どもから高齢者、障がいのある人、誰もが集まれる場所づくりをする。
 - ・集まってもらいたい人への声かけをする。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

安心して暮らしつつげたい美しいまち

① 顔の見える関係づくりを推進する

- ◆あいさつが気軽にできる。
- ◆近所づきあいを大切にする。(地域家族)
- ◆共同作業を実施する。
- ◆誘いあって自治会事業等に参加する。
- ◆子どもと大人が交流できる事業(パトロール等)を実施する。

② 非常時にも対応できる仕組みづくりを推進する

- ◆個人情報(世帯票)を管理し、活用する。(個人情報の対応が難しいが、粘り強く利点を説明していく。)
 - ・個人情報の取り扱いに関する研修会をする。
- ◆コミュニティ協議会で自主防災組織をつくる。
 - ・各自治会から各世帯への情報伝達の仕組みづくりをする。
- ◆自治会長と民生委員・児童委員等の連携を密にする。
- ◆普段から要支援者の支援体制をつくっておく。(支援のはざまにいる人も)

③ 気軽に誰もが集える居場所づくりを推進する

- ◆地域の茶の間事業は、継続実施する。
- ◆自治会ごと等、近所で集まる場所を確保する。
- ◆空き家の利用にも取り組む。
- ◆誘いあって集まることを目指す。

④ 美しい環境づくりを推進する

- ◆公共施設や道路の植え込みに花や緑を植え、管理する。
- ◆協働して家の周りの清掃をする。
- ◆ごみステーションの管理を徹底する。
- ◆誰もが通行しやすいように道路環境を整備する。



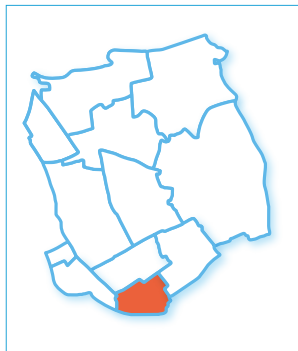
下校時パトロール



歩道除雪



星空観望会



南中野山地区

東区の南に位置し、水田地帯を宅地開発して生まれた比較的新しい住宅地と、石山・粟山など古くからの住宅で形成された地域で、本所排水路を境に豊かな田園風景が望めます。地域内の住宅地と商業地には、スーパー、ドラッグストア、銀行も3行あります。また、郵便局も中心にあり、買い物等、生活環境の利便性のよいまちです。新潟駅に直結する越後石山駅もあります。古くからの神社が多く、夏祭りも盛んな所です。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆地域の茶の間が2カ所あり、一つは子どもも含めた多世代交流を行い、もう一つは介護施設内で実施し、地域と施設の交流にもなっている。
- ◆茶話会などの集まりで情報交換をしている。
- ◆ごみカレンダーに毎月の行事予定を記載して参加を呼びかけている。
- ◆情報共有ができるように、自治会に民生委員・児童委員も入ってもらうようになった。
- ◆電話1本で配達してくれるスーパーがある。会員登録すると、いろいろな情報がくる。
- ◆ウォーキングの自主グループが立ち上がり、健康ウォークを毎月行っている。

この地区の 課題

- ◆地域の人材を有効活用
 - ・身の周りのちょっとした困りごとに対応できない。民生委員・児童委員や自治会の役員だけでは対応しきれない。
 - ・地域には手助けする気持ちがある人はいるが、取っ掛りがない。
 - ・地域に助けあいグループがない。
- ◆居心地のよい居場所づくり
 - ・地域の茶の間がうわさ話の場になっていたり、居づらい雰囲気になったりしている。
 - ・地域の茶の間などの情報が伝わっていない。
 - ・参加してほしい人が参加してくれない。
- ◆民生委員・児童委員と自治会の連携
 - ・民生委員・児童委員だけでは、地域のさまざまな課題の解決が難しい。
 - ・民生委員・児童委員と自治会が情報共有すると、適切な対応策が打ち出せる。

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

ちょっとした困りごとは地域住民同士で解決できるまちに!

① 地域の助けあいグループを立ち上げよう

- ◆ちょっとした困りごとに住民同士で対応できるようにする。
- ◆向こう三軒両隣で助けあえる体制づくりをする。
 - ボランティア養成講座を開催する。
 - 「お助け隊」を結成する。

② みんなが集まり楽しめる居場所づくりをしよう

- ◆参加者が居心地のよい雰囲気づくりに配慮する。
- ◆情報の周知方法を工夫し、情報が届かないことのないようにする。
- ◆閉じこもりがちな人が出て来られるように声がけする。

参加者が楽しめるプログラムや催しを企画する。

③ 民生委員・児童委員と自治会が情報共有して連携しよう

- ◆顔の見える関係づくりをする。
- ◆困りごとを情報共有し、連携して取り組む。
- ◆民生委員・児童委員の活動を知る。
- ◆民生委員・児童委員と自治会役員が一堂に集まり、個人情報などの勉強会を行う。

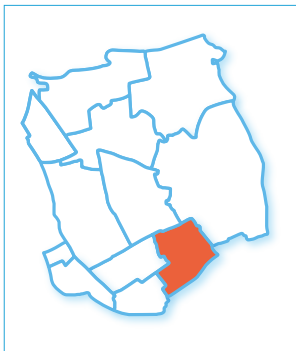
民生委員・児童委員と自治会長との情報共有がスムーズだといい!



地域の茶の間



下校時パトロール



東中野山地区

区の南東に位置しており、かつては稲作の盛んな地域でしたが、住宅地域に変貌しています。地域内には東石山コミュニティハウスがあり、地域活動の拠点として活用されています。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆地域の関係づくり
 - ・毎朝、交通安全指導員や地域の人たちが児童の登校指導とあいさつ運動をしている。
 - ・地域の人たちがボランティアとして学校を支援している。(パートナーシップ、ふれあいスクール)
 - ・「名人マップ」を通じて、児童が地域の人たちと交流している。
 - ・学校内で「地域の茶の間」が行われている。
 - ・コミュニティ協議会活動に多くの人に参加している。

この地区の 課題

- ◆災害時の対応について
 - ・「防災」に関する情報交換の場と機会が少ない。
 - ・自主防災組織が結成されていない自治会が多い。
- ◆見守り体制について
 - ・高齢者、障がいのある人たちの情報が把握しにくい。
 - ・自治会長と民生委員・児童委員との情報交換が少ない。



学校の授業支援



地域の茶の間

『目標・目指す姿』 ……………こんなまちにしたい

誰もが安心して住み続けられるまちを目指して!

① 高齢者や障がい者、誰もが地域で安心して暮らしていけるためのネットワークをつくる

- ◆ 「地域の茶の間」、「コミュニティカフェ」を地域に広げていく。
- ◆ 障がい者への助けあいの輪を広げる。

「地域の茶の間」の
コミュニティハウス化
(情報発信・相談窓口)

② 自主防災組織結成率 100 パーセントを目指す

- ◆ 各自治会防災ののぼりを設置する。
- ◆ 各自治会の防災訓練を毎年行う。
- ◆ コミュニティ協議会として防災訓練を実施する。
- ◆ 防災に関する研修を重ねる。

③ 自治会と民生委員・児童委員との連携を強化する

- ◆ 自治会長と民生委員・児童委員の情報交換会の定例化を図る。
- ◆ 内容によっては、関係機関との連携を図る。



防災訓練



清掃活動

東区地域福祉座談会のまとめ

東区全体に共通するもの

良いところ

- 地域の茶の間が活発
- 除雪やごみ捨て支援を実施
- ふれあい給食を開催
- ボランティアグループがある
- 学校と共催で行事、学校との連携
- ふれジョブ活動が盛ん
- 伝統的な祭りの開催
- 三世代交流事業が活発
- 健康体操グループがある
- セーフティスタッフが見守り
- ひまわりクラブを運営
- まちづくりセンターが拠点
- 公民館活動が活発
- 自治会・町内会のメンバーに民生委員・児童委員がいる
- 自宅配達の業者がある
- 友愛訪問が盛ん
- 常設型の地域の茶の間がある
- 地域全体で防災対策に力を入れている
- 学校、子ども、地域が協働し活動している

課題

- ネットワークづくり
- 自治会・町内会と民生委員・児童委員との連携
- 情報の共有
- 地域の（顔の見える）関係づくり
- 世代間交流の推進
- 集まる場所づくり
- 若い人、担い手の育成
- 高齢者等、人材の有効活用
- 見守り体制
- 災害時の対応
- 研修会の開催
- 地域課題の発掘



目標・目指す姿

見守り、助けあいの環境づくり、ネットワークづくり

自治会・町内会と民生委員・児童委員の連携

お互いの顔が見える関係づくり

住民が気軽に集える場づくり

自治会等を支える人材、担い手の発掘・育成

子ども、高齢者、障がい者が安心して暮らせるまちづくり

住民の意識を高めるための各種研修会の開催

具体的な取り組み

- 協働団体間で情報を共有し、活性化を図る。
- コミュニティ協議会と民生委員・児童委員で情報を共有する。
- ちょっとした困りごとに住民同士で対応する。
- お助け隊を結成する。
- 高齢者や障がい者、要支援者などの「見える化システム」を構築し、避難方法や手段を考える。

- 情報交換会を定例化し、関係機関との連携を深める。
- 顔の見える関係づくりのため、一堂に集まり懇談会を開く。
- 個人情報保護法や認知症などの勉強会を共同で開催する。

- すべての自治会・町内会長が参加できる時間に集まる場を設ける。
- 老人憩の家を活用した健康体操や健康づくりをする。
- まちづくりセンターのフリースペースを活用し、世代間交流をする。
- あいさつや声かけ運動、向こう三軒両隣で助けあえる体制をつくる。
- 地域の茶の間を活用する。
- ラジオ体操や健康体操、認知症サポーター養成講座を開催する。

- 町内の誰もが顔見知りになれる、助けあいの気持ちを持てるきっかけにする。
- 空き家を活用し、地域のボランティア、大学生の協力を得る。
- 子どもから大人まで集まる場をつくり、高齢者が指導者役になる。
- 周知の方法を工夫し、居心地のよい雰囲気づくりに努める。
- 閉じこもりがちな人が出てくるきっかけにする。

- 若い人、行動力のある人を取り込むための行事を企画する。
- 神社みこしなど、伝統的な祭りを復活し、高齢者の力を活用する。
- 学校を通じて、行事への参加を呼びかける。
- 中学生や大学生、地域ボランティアを引き込んでいく。

- 自主防災や見守りの組織づくりを進める。
- 中学生や高齢者、ボランティアのパワーを活用する。
- 親世代が地域とつながりをつくれるようバックアップする。
- 障がい者への助けあいの輪を広げる。

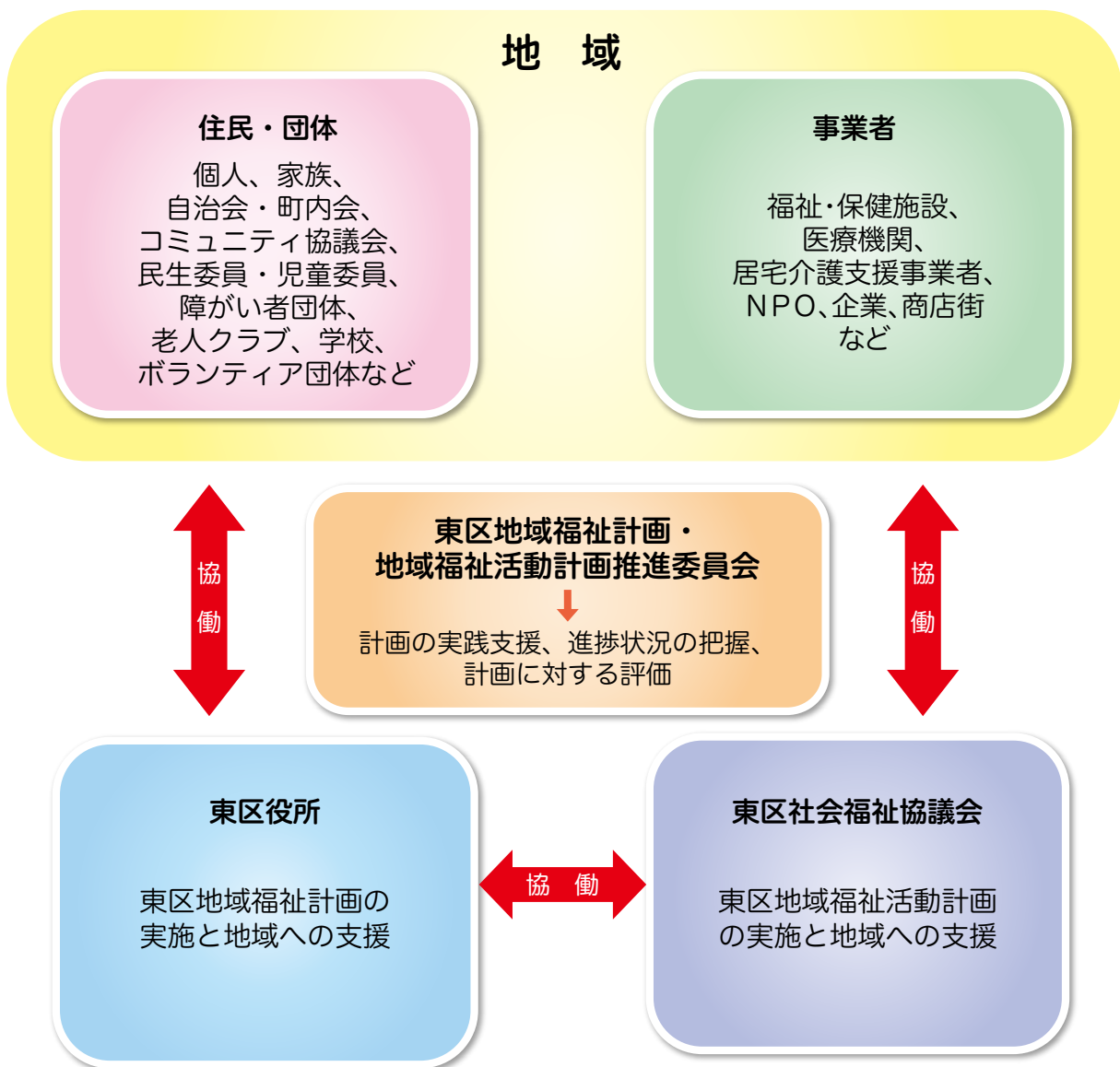
- いきいきと生活するための健康づくり教室を開催する。
- 地域の助けあいを進めるボランティア講座を開催する。
- 見守りや認知症、個人情報の勉強会を開く。

第6章 計画の推進

本計画については、毎年度、その達成状況を点検しながら進行管理を行います。

この進行管理にあたっては、地域住民組織代表者、民生委員・児童委員代表者、社会福祉事業関係者、社会福祉に関する活動を行う者、学識経験者で構成される「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」で報告し、計画の推進に向け意見の反映を行います。

また、これら計画の進行管理に関する情報を積極的に公開するとともに、地域の現状やニーズを把握するためのアンケートをするなど、地域住民のご意見を広く伺いながらよりよい計画の推進に努めます。



資料編



計画策定の過程

実施年月日	会議名等	主な内容
平成26年1月20日～ 平成26年2月7日	地域福祉に関するアンケート	
平成26年2月5日～ 平成26年3月27日	第1回 地域福祉座談会	
平成26年6月26日	第1回 推進委員会	○データから見る現状 ○アンケート結果 ○地域課題について ○地域福祉座談会について
平成26年7月16日～ 平成26年8月6日	第2回 地域福祉座談会	
平成26年9月11日	第2回 推進委員会	○素案の検討①
平成26年9月29日	東区自治協議会	○中間報告
平成26年11月10日	第3回 推進委員会	○素案の検討②
平成26年11月26日	東区自治協議会	○素案の報告
平成26年12月15日	市議会市民厚生常任委員協議会	○計画案について報告
平成26年12月22日～ 平成27年1月20日	パブリックコメント	○市民意見募集
平成27年2月5日	第4回 推進委員会	○最終案決定

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催する。

- (1) 計画の策定及び進行管理と評価に関すること
- (2) 計画実践の支援に関すること
- (3) その他計画推進に関すること

(委員構成)

第2条 推進委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 民生委員・児童委員の代表者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) 区民
- (7) 前各号に掲げるほか計画の推進に関して知識・経験を有する者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長2名以内を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。

3 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。



(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び分科会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は東区役所健康福祉課及び東区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は東区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱施行後最初に委嘱された第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属等	備 考
地域住民組織の 代表者	滝澤 宇平	東区社会福祉協議会 会長・理事(市社協理事)	
	加藤 健一	東区社会福祉協議会 副会長・理事(市社協評議員)	委員長
	波田野 松重	東区社会福祉協議会 理事・下山支会長	
	山崎 昭二	東区社会福祉協議会 理事・東山の下支会長	
民生委員・児童委員の 代表者	宮澤 信一	東山の下地区民生委員児童委員協議会 会長	
	田邊 耕一	東中野山地区民生委員児童委員協議会 会長	
	家井 義正	牡丹山地区民生委員児童委員協議会 会長	
社会福祉事業関係者	星 愛子	ワークセンターふじみ 施設長	
	神保 桂子	小規模多機能型居宅介護事業所 「ささえ愛あわやま」 管理者	
	武田 裕美	新潟市地域包括支援センター山の下 主任介護支援専門員	
	小栗 宗春	新潟市地域包括支援センター木戸・大形 主任介護支援専門員	
	櫻井 馨	新潟市地域包括支援センター石山 管理者	
社会福祉に関する 活動を行う者	栃倉 南雄	新潟東地区保護司会 会長	
	井嶋 了	日本赤十字社新潟市東区地区奉仕団 委員長	
	小暮 平八郎	新潟市東区身体障がい者福祉協会 会長	
	植木 和治	東区老人クラブ連合会 会長	
	中原 ハルミ	地域ふれあいコミュニティ「あいあい」 世話人	
	石垣 順子	東区自治協議会第2部会 (福祉・教育・文化部門) 委員	
学識経験者	島崎 敬子	新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授	副委員長

新潟市の地域福祉に関するアンケート結果（抜粋）

地域における市民の福祉面の実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、地域福祉計画策定の貴重な資料を得ることを目的にアンケートを実施しました。

- ・実施期間 平成 26 年 1 月 20 日～2 月 7 日
- ・対象者 4,000 人（住民基本台帳より無作為抽出）
- ・有効回答数 2,323 人 回答率 58.1% うち東区 400 人 17.2%

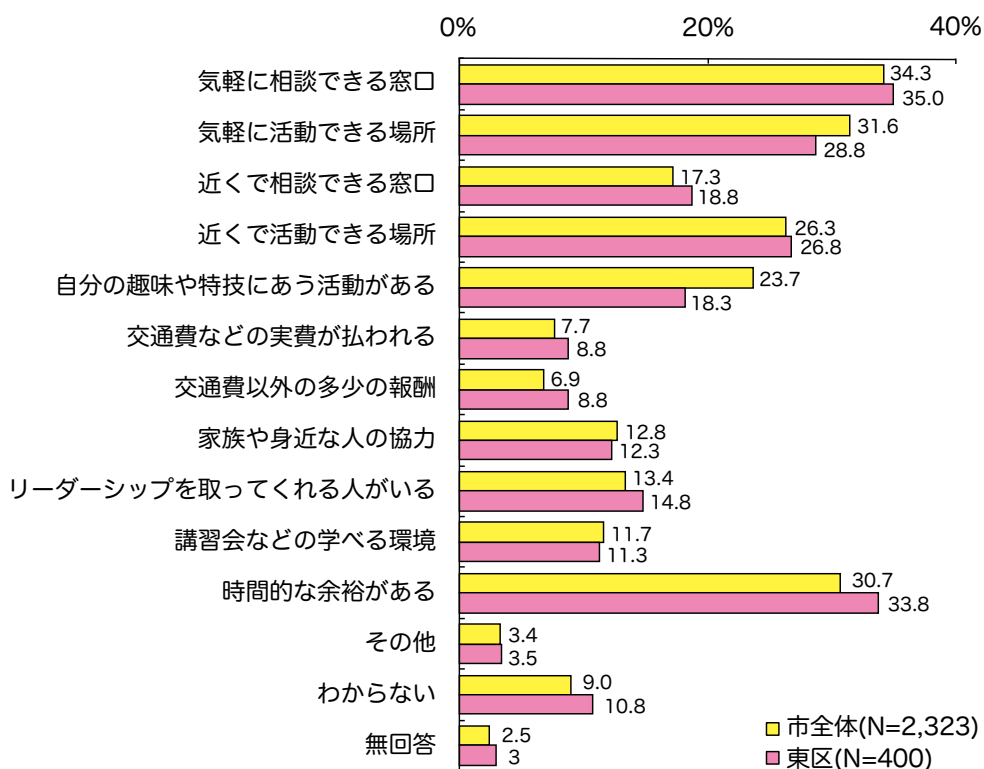
問 あなたは、ボランティアや保健・福祉に関する地域活動に積極的に参加するために何が重要だと考えますか。（○は3つまで）

「相談窓口」「活動場所」「時間的余裕」を始めとした諸々の要件クリアが必要

【結果】

「気軽に相談できる窓口」が3割強で最も高く、「気軽に活動できる場所」と「時間的な余裕がある」が同じく3割台で続く。

東区は、「気軽に相談できる窓口」「時間的な余裕がある」が3割強、以下、「気軽に活動できる場所」と「近くで活動できる場所」が2割台で続く。



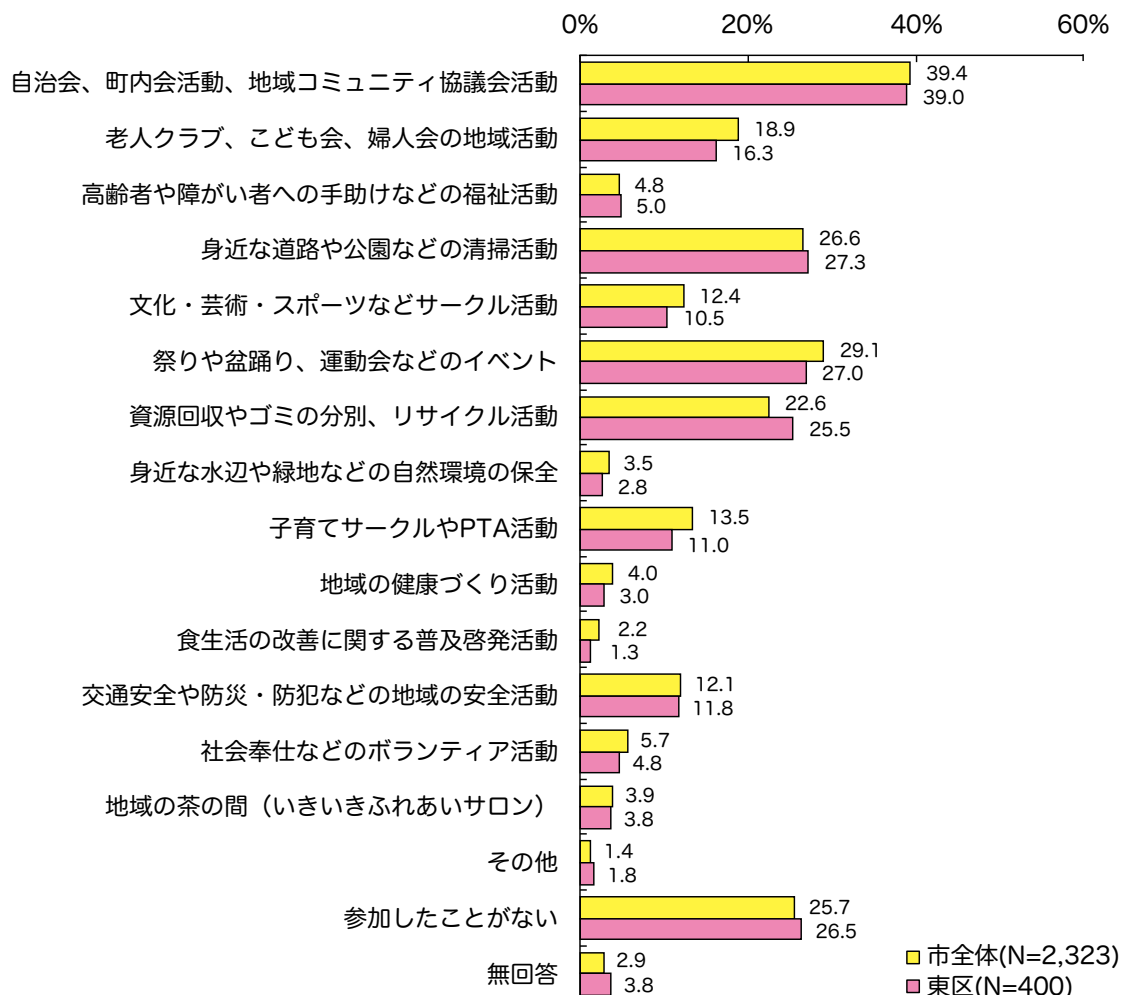
問 あなたは、地域で行われている以下の活動に参加している、または参加したことがありますか。参加している・参加したことがある活動に○をつけてください。(○はいくつでも)

4割が「自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動」と回答

【結果】

「自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動」が最も多く4割である。以下、「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」「身近な道路や公園などの清掃活動」「資源回収やゴミの分別、リサイクル活動」が2割台で続く。

一方で、「参加したことがない」人も4人に1人（25%程度）いる。

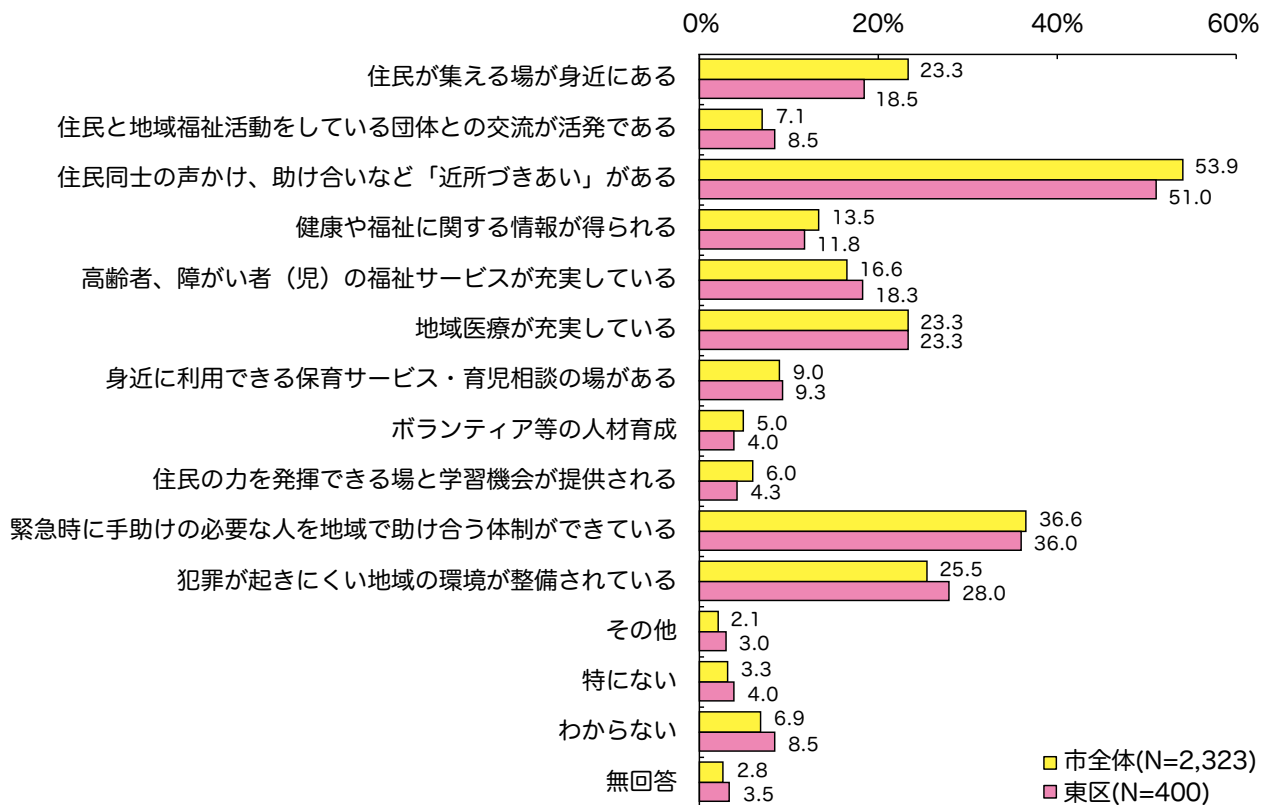


問 あなたの住む地域を、より住みやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

5割強が「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」と回答

【結果】

「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」が最も多く、5割強の人があげている。次いで、「緊急時に手助けの必要な人を地域で助け合う体制ができている」を3割台の人があげている。

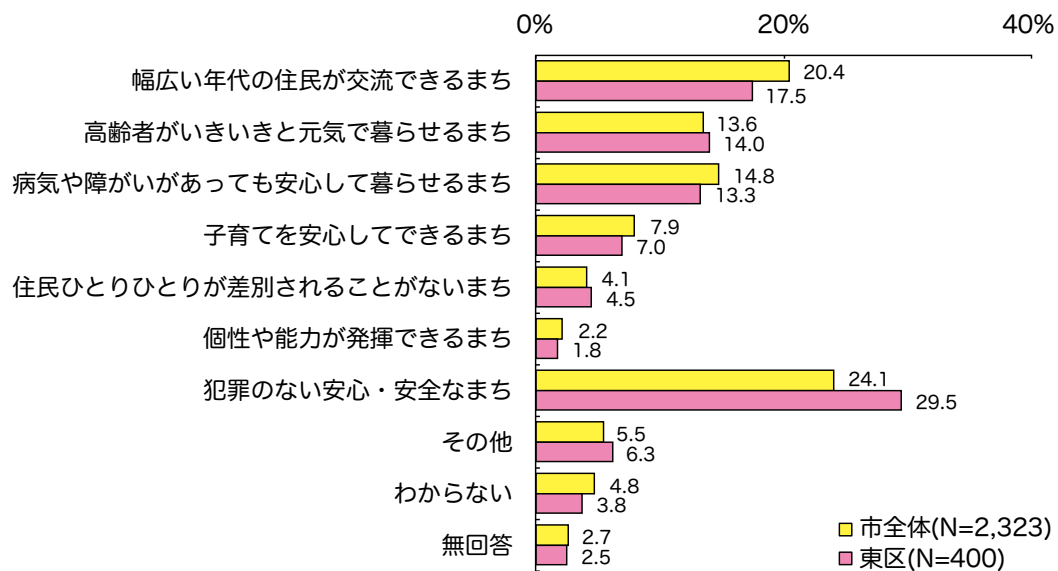


問 あなたは、住む地域が今後どのような地域になれば住みやすいと思いますか。(○は1つだけ)

一番多い回答は「犯罪のない安心・安全なまち」

【結果】

「犯罪のない安心・安全なまち」の割合が最も高く、市全体では2割強、東区では3割弱を占める。「幅広い年代の住民が交流できるまち」が約2割で続く。



東区社会福祉協議会の概要

1 社会福祉協議会・社協（しゃきょう）とは

社会福祉協議会は略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

社協は、社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である」と位置づけられ、全国、都道府県、市町村単位に設置されています。

住民の皆さんとともに、地域の福祉問題について考え、協力しながら、「だれもが安心して暮らすことのできる地域に根差した福祉のまちづくり」を目指している、営利を目的としない民間の団体です。

民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を併せ持ち、住民の皆さんからの会員会費や共同募金の配分金、寄附金、公費補助金によって事業を展開しています。

2 東区社協（ひがしくしゃきょう）とは

東区社協は、新潟市の政令市移行に伴い、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会の地域組織（8つの区社協）の1つとして平成19年4月1日に発足しました。

新潟市東区内で地域福祉推進を企画・実施することを目的として、各種事業を行っています。

3 支会（しかい）とは

支会とは、小地域で地域住民が主体的な福祉活動を行っていくための組織（地域福祉推進基礎組織）のことです。

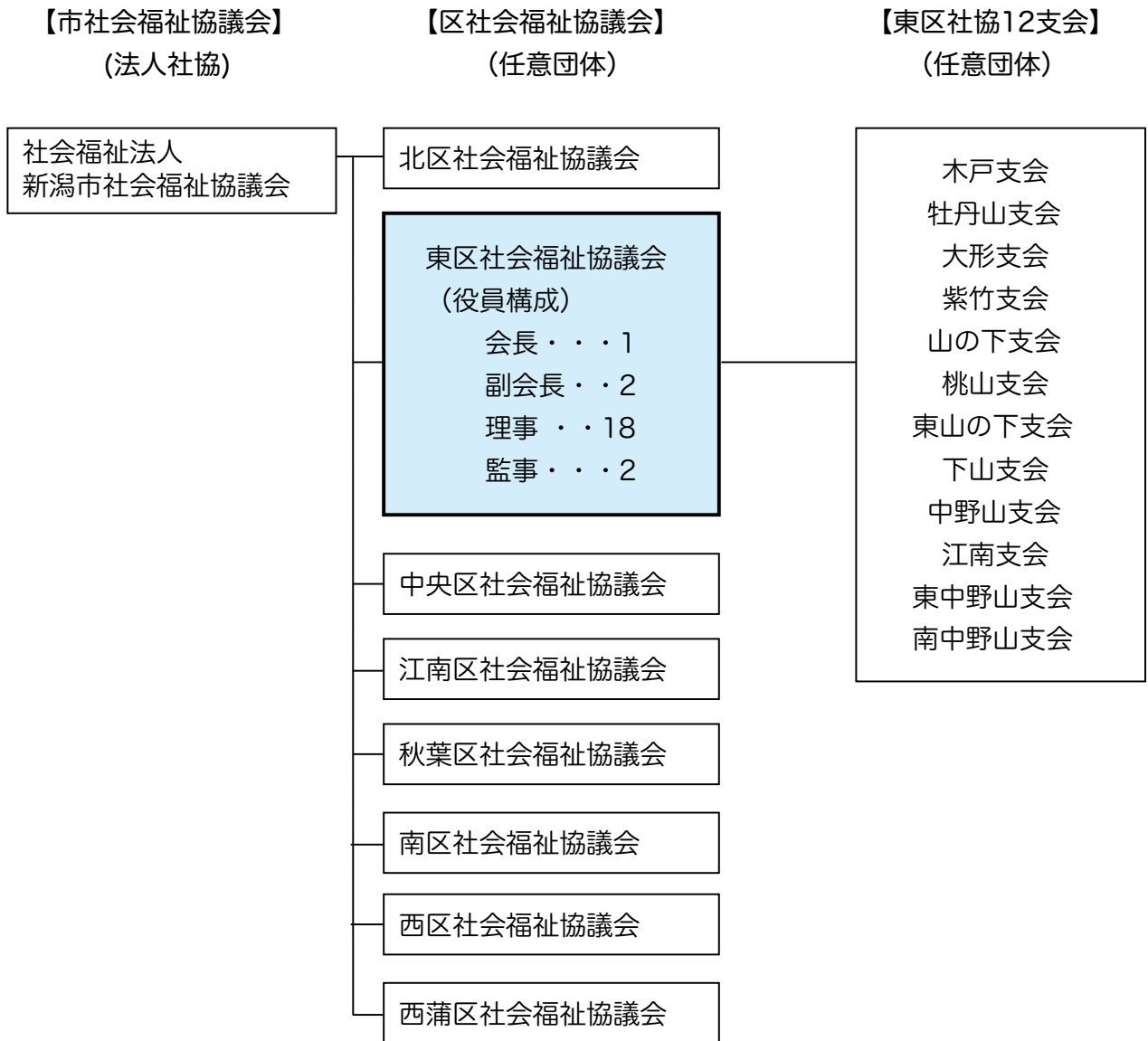
東区には、地域コミュニティ協議会のエリア（概ね小学校区）を単位とし、12の支会が組織されています。

東区社協では、支会を中心とした小地域福祉活動が活発に展開されるように、様々な支援を行っています。

東区社協マスコットキャラクター
きらりん



○東区社会福祉協議会の組織



新潟市社会福祉協議会	区社会福祉協議会	支会（しかい）
全市の総合的な企画・調整を行う法人	各区における地域福祉推進を企画・実施する団体	コミュニティにおける地域福祉活動を主体的に行う団体
【各区社協の取りまとめ役】	【地域福祉活動の推進・調整役】	【住民主体の組織】

東区地域ふれあいプラン
(東区地域福祉計画・地域福祉活動計画)

発行 平成 27 年 3 月

◆編集・発行◆

新潟市東区役所健康福祉課

〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

TEL 025-272-1000 (代表) FAX 025-273-0177

E-mail kenko.e@city.niigata.lg.jp

新潟市東区社会福祉協議会

〒950-0885 新潟市東区下木戸1丁目4番1号 東区役所内

TEL 025-272-7721 FAX 025-272-1756

E-mail higashiku@syakyo-niigatacity.or.jp



豊かな産業とやすらぎの水辺が調和し、
笑顔と元気があふれる、空港と港があるまち